

第3期筑紫野市障がい者福祉 長期行動計画

地域と支え合う
共生社会のまちづくり
ちくしの
～だれもが安心して暮らせる
福祉のまちづくり～



平成30年3月
筑紫野市

はじめに

本市では、平成 28 年 4 月に「第五次筑紫野市総合計画」を策定し「自然と街との共生都市 ひかり輝くふるさと ちくしの」の実現を目指し、5つの政策を設定し各種の施策を推進しています。

また、地域福祉を推進するための基本的理念及び基本目標を定めた「筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、「お互いを認めあい、支えあいながら、だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の構築に向けて取り組んできました。



障がい者施策については、「第2期筑紫野市障害者福祉長期行動計画」に基づき、アンケート調査で明らかになった生活実態や課題、ニーズなどに対応するため、庁内関係各課や関係機関と連携をとり、その解決に努めてきたところです。

近年、国においては「障害者基本法」の改正や「障害者差別解消法」等の新法が制定されるなど、障がい者を取り巻く環境に大きな変化がありました。

これらの変化に対応するため実態調査を実施し、課題の解決に向け取り組むべき施策を見直すために、「第3期筑紫野市障がい者福祉長期行動計画」を策定しました。

本計画では、障がいへの理解、差別の解消等の人権の尊重が障がい者施策を推進する基本であると考え、計画の柱とするとともに、発達障がいなどを早期に発見し、切れ目のない支援を行う必要があるため、ライフステージを通じた継続的な支援を行う仕組みづくりを新たに設けております。

今後も本計画や国の制度改正の動向を踏まえながら「地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの」の実現に向けた取組を進めてまいります。

今回の計画策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました策定委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました市民の皆様、関係団体の皆様に厚く御礼申し上げます。

今後とも「第3期筑紫野市障がい者福祉長期行動計画」の推進に向け皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年3月

筑紫野市長 藤田 陽三

筑紫野市障害者施策推進協議会では、今回平成 30 年度を開始年度とする「第 3 期筑紫野市障がい者福祉長期行動計画」を策定するため議論を重ねてきたところではありますが、計画を策定するにあたり、第一回協議会において事務局から障害の「害」の字の表記を漢字からひらがなに変更したいとの提案がありました。



これまで筑紫野市では、法律名が漢字であること、「国際障害者年行動計画」にみられるように、障がいがある方にとって生活しづらい「障壁」は社会の側にあることから「障害」と漢字で表記してきました。

協議会の各委員からは、「害」の字が与える負のイメージにより不快に感じる方がおられること、別な会議で何年も検討してきたが結論が出ないこと、実際に障がい者がバスに乗車する時乗客から迷惑がられるような視線を送られたこと、障がい者に対する心ない誤解や差別を受ける恐れがあれば解消する必要があること、障がいがある子を育ててきたが周りの理解があったのでそれほど大変と思わなかったこと、ひらがな表記にすることで障がい者問題を考えるひとつのきっかけになればいいのではないか、など活発な議論がなされました。

その結果、この表記の仕方自体よりも地域住民と交流し差別や偏見をなくす方が重要ではないかとなり、「障害」の「害」の字の表記を「障がい」とかな表記に改めることに異論は無いとの結論に達しました。

これを機に、本協議会ではますます障がい者福祉施策の整備・充実に尽力してまいりたいと存じます。皆様におかれましてはこれからも変わらぬご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

筑紫野市障害者施策推進協議会 会長 新家めぐみ
筑紫女学園大学

目 次

I 総論

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 法令等改正の動き	2
3 計画の位置づけ	5
4 計画期間	5
5 計画の策定体制	6
6 計画の推進体制	6
第2章 障がい者を取り巻く本市の現状	8
1 人口・世帯の状況	8
2 障がい者の状況	9
3 本市の取り組み状況	12
第3章 障がい者福祉に関するアンケート調査結果からみた状況	14
1 アンケート調査の概要	14
2 アンケートの主な結果	15
第4章 計画の基本的な考え方	29
1 基本理念と基本目標	29
2 施策の体系	31

II 各論

第1章 相互に理解し、共に生き、支えあう地域福祉を推進する～啓発・地域福祉活動～	33
1 障がいを理由とした差別の解消の推進	33
2 交流活動の推進	35
3 福祉教育の充実	37
4 重層的な支援体制の構築	38
5 小地域福祉活動の推進	39

第2章 自立生活を支援する福祉サービスを推進する～福祉サービスの充実～	40
1 情報提供手段の整備・相談支援体制の充実	40
2 在宅福祉サービスの充実	42
3 施設福祉サービスの推進	44
4 精神障がい者施策の推進	45
5 発達障がい者施策の推進	46
第3章 すこやかな自立生活を支える暮らしを支援する～保健・医療体制の充実～	47
1 保健・医療体制の充実	47
2 難病患者施策の推進	49
第4章 子どものすこやかな発達を支援する～療育・保育・教育の環境づくり～	50
1 発達・療育支援環境の充実	50
2 保育・教育環境の充実	51
3 切れ目のない支援の仕組みづくり	53
第5章 地域での参加をうながす～生涯学習の充実及び社会参加の充実～	54
1 生涯学習の推進	54
2 生涯スポーツ活動の推進	55
3 情報コミュニケーション支援の充実	56
第6章 個々の状況に応じた就労支援を行う～雇用・就労の促進～	57
1 障がいのある人の就労に対する理解促進	57
2 多様な雇用・就労の促進	58
3 就労定着支援	60
第7章 地域で安心して暮らせる環境づくりを支援する～福祉のまちづくり～	61
1 福祉のまちづくりの推進	61
2 交通移動サービスの推進	62
3 住宅環境整備の推進	63
4 防犯・防災対策の推進	64
5 交通安全体制の充実	66
資料編	67
1 用語解説	67

I 総論



計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現が求められています。地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成 25 年 4 月に障害者自立支援法を改正し、「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」が施行されました。平成 30 年 4 月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、「生活」と「就労」の一層の充実や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成 26 年 1 月に「障害者の権利に関する条約」を批准し、平成 28 年 4 月には、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くに当たっての障壁を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。

本市では、平成 21 年 3 月に「第 2 期筑紫野市障害者福祉長期行動計画」、平成 27 年 3 月に「第 4 期筑紫野市障がい福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人も健やかで安心して地域で暮らすことができるように様々な支援を行ってきました。

「第 2 期筑紫野市障がい者福祉長期行動計画」の計画期間が平成 29 年度をもって終了することから、本市の障がい者施策を計画的に推進するため、新たに平成 30 年度を初年度とした「第 3 期筑紫野市障がい者福祉長期行動計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 法令等改正の動き

(1) 障害者の権利に関する条約の批准

平成 19 年に「障害者の権利に関する条約」に署名し、それ以降、同条約の批准に向け、様々な国内法の整備が進められた結果、平成 26 年 1 月にこの条約を批准しました。

(2) 障害者基本法の改正

「障害者の権利に関する条約」における考え方にあわせ、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられるものであるとの理念にのっとり、平成 23 年に障害者基本法の一部が改正され、障がいのある人の定義が見直されたほか、災害時の安全確保のために必要な情報提供に関する施策などが追加されました。

(3) 障害者自立支援法の施行と改正

平成 18 年 4 月に障害者基本法の基本理念にのっとり、障がいのある人及び障がいのある児童がその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるように必要な支援を行うことを目的とした障害者自立支援法が施行されました。

障がいの種別にかかわらず、障がいのある人が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みの一元化、施設・事業の再編、就労支援の抜本的な強化、支給決定の仕組みの透明化、明確化等が行われました。

平成 24 年には、利用者負担の応能負担を原則とするとともに、発達障がいについても対象となることの明確化、相談支援の充実、障がい児支援の強化等の改正が行われました。

(4) 児童福祉法の改正

平成 24 年の児童福祉法等の改正により、それまで障害者自立支援法（当時）と児童福祉法に分かれていた障がいのある児童を対象とした施設・事業が児童福祉法に基づくサービスに一元化され、市町村が支給決定する障がい児通所支援と都道府県が支給決定する障がい児入所支援が創設されました。

また、平成 28 年の同法改正により、平成 30 年度から障がいのある児童のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、「障がい児福祉計画」の策定が義務付けられました。

(5) 障害者虐待防止法の施行

平成 24 年 10 月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が施行され、家庭や施設などで障がいのある人に対する虐待を発見した人に自治体への通報を義務付けているほか、親による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、親の許可がなくても自治体職員の自宅への立ち入りを認めること、虐待に関する相談窓口の設置を自治体に義務付けることなどが盛り込まれています。

(6) 障害者総合支援法の改正と施行

従来の障害者自立支援法が平成 25 年 4 月に障害者総合支援法に改正・施行され、障がいのある人の範囲に難病患者が加えられたほか、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護の対象拡大などが定められました。

また、平成 30 年 4 月からは、地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスが追加されることになりました。

(7) 障害者優先調達推進法の施行

平成 25 年 4 月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が施行され、公的機関には、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進し、障がいのある人の自立の促進に資することとされています。

(8) 障害者差別解消法の施行

障がいのある人への差別を解消するため、平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布され、平成 28 年 4 月に施行されました。

障がいを理由とする差別等の権利侵害行為を禁止するとともに、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮の義務が定められています。

(9) 障害者雇用促進法の改正と施行

平成 25 年 6 月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、平成 28 年度から雇用分野における障がいのある人の差別の禁止や合理的な配慮の義務が定められるとともに、平成 30 年度から法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人を加えることが規定されました。

(10) 成年後見制度利用促進法の施行

平成 28 年 4 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）」が公布され、同年 5 月に施行されました。

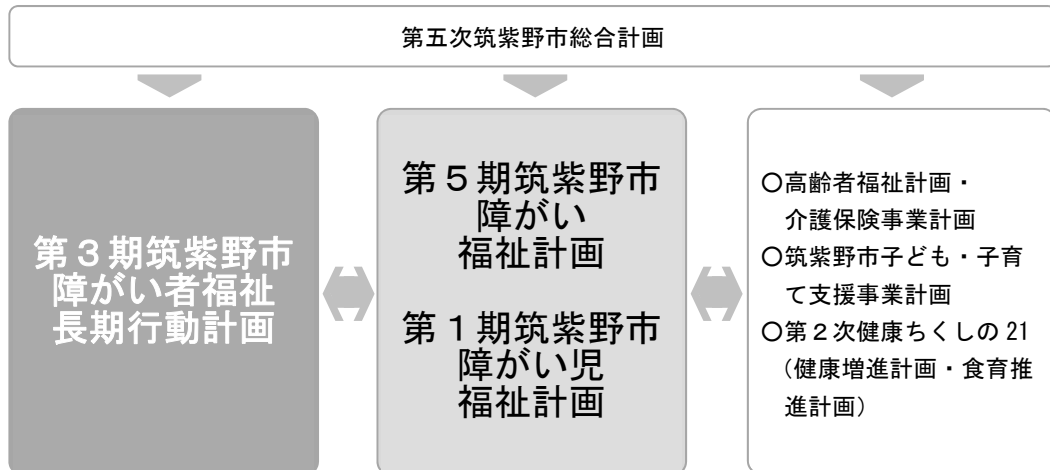
地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などが規定されました。

(11) 発達障害者支援法の改正

平成 28 年 8 月に「発達障害者支援法」が改正され、ライフステージを通じた切れ目のない支援、家族なども含めたきめ細かな支援、地域の身近な場所で受けられる支援などが規定されました。

3 計画の位置づけ

本計画は「第五次筑紫野市総合計画」を上位計画とし、「筑紫野市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「筑紫野市子ども・子育て支援事業計画」「第2次健康ちくしの21」など、他の行政計画とも調和して障がい者福祉施策を進めていきます。



4 計画期間

本計画の期間は、平成30年度から35年度までの6年間とします。

	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
障がい者福祉 長期行動計画	第3期					
障がい福祉計画	第5期			第6期		
障がい児福祉計画	第1期			第2期		

5 計画の策定体制

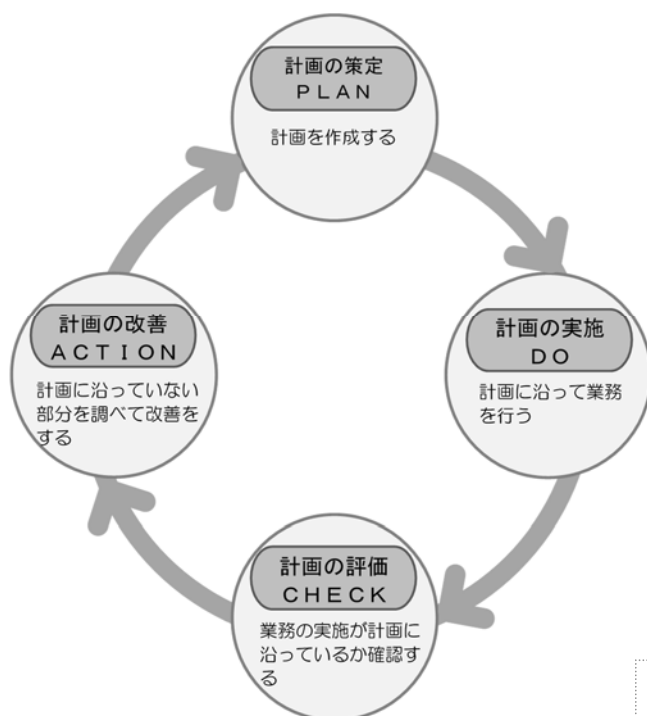
本計画の策定については、筑紫野市障害者施策検討委員会設置要綱によって任命されている関係各課の検討委員及びその他の必要職員でその作業を行います。障がい福祉施策全般にわたる関係各課の施策について、筑紫野市障害者施策推進協議会設置条例による協議会で構成する福祉関係者、障がい者団体の代表や相談員、教育関係者、学識経験者などによる「筑紫野市障害者施策推進協議会」で検討、提言を行い、「計画案」を市長に報告することとします。

なお、計画策定を担当する事務局は、健康福祉部生活福祉課に置くこととします。

6 計画の推進体制

(1) 計画の進行管理及び点検、評価体制

本計画に掲げられた施策を実施していくために、計画の進行管理については、「PDCA サイクル」に基づき、事業の推進と進捗状況の把握を行うとともに、この計画の進行管理の点検及び評価を行います。各年で、実施（Do）した内容を把握、評価（Check）し、障害者施策推進協議会の委員に報告の上、確認を行い、意見を求め、障がい者施策がスムーズに進行できるよう事業体制や内容の改善（Action）等を行います。



※ PDCAサイクル
P = PLAN (プラン) …具体的な施策など
D = DO (ドゥ) …実行
C = CHECK (チェック) …点検・評価
A = ACTION (アクション) …改善

(2) 関係機関との連携

行政と市社会福祉協議会、社会福祉施設及び障がい者団体などの関係機関との連携強化により、各種施策の円滑な推進に努めます。

(3) 国、県等に対する要請（要望）

障がい者施策は国、県の制度に基づくものが多岐にわたるため、その都度、各種制度の充実に関して要請していきます。



障がい者を取り巻く本市の現状

1 人口・世帯の状況

(1) 人口・世帯の状況

本市の人口の推移をみると、18歳未満では平成12年以降、18～64歳では平成17年以降減少しています。一方、65歳以上では平成7年以降増加しています。

また、高齢化率は年々増加し、平成27年においては、22.8%となっています。

一般世帯数は増加していますが、一世帯あたりの人員は年々減少しており、世帯の小規模化が進んでいることがうかがえます。

人口の現況

単位：人

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
18歳未満	18,842	19,159	18,429	18,379	18,265
18～64歳	53,202	61,140	63,683	63,289	59,788
65歳以上	9,944	12,750	15,459	18,504	23,028
高齢化率	12.1%	13.7%	15.8%	18.5%	22.8%

資料：国勢調査

世帯数の現況

単位：人

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口	81,988	93,049	97,571	100,172	101,081
一般世帯数	27,077	32,419	35,284	37,636	39,274
一世帯あたりの人員	3.0	2.9	2.8	2.7	2.6

資料：国勢調査

2 障がい者の状況

(1) 障がい者の推移

障がい者数の推移を手帳交付状況でみると、いずれの手帳所持者数も増加しています。平成 28 年度は、身体障害者手帳が 3,477 人、療育手帳が 592 人、精神障害者保健福祉手帳が 696 人となっています。平成 24 年度と比較すると、身体障害者手帳は 1.06 倍（202 人増）、療育手帳は 1.24 倍（115 人増）、精神障害者保健福祉手帳は 1.33 倍（174 人増）で、特に精神障害者保健福祉手帳の増加が大きくなっています。

障がい者への手帳交付数の推移

単位：人

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
身体障害者手帳	3,275	3,307	3,361	3,470	3,477
療育手帳	477	504	533	567	592
精神障害者保健福祉手帳	522	530	591	633	696

資料：生活福祉課（各年度末現在）

(2) 障がい者別手帳交付の推移

① 身体障がい者の現況

身体障害者手帳保有者数の推移を年齢別にみると、18 歳以上は増加傾向にあります。平成 28 年度は、18 歳未満が 82 人、18 歳以上が 3,395 人となっています。平成 24 年と比較すると、18 歳未満は 1.06 倍（5 人増）、18 歳以上は 1.06 倍（197 人増）となっています。

身体障害者手帳保有者数の推移（年齢別）

単位：人

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
18 歳未満	77	72	82	75	82
18 歳以上	3,198	3,235	3,279	3,395	3,395

資料：生活福祉課（各年度末現在）

一方、部位別の交付状況の推移をみると、各年度とも肢体不自由が全体の約半数を占めており、平成 28 年度では、1,783 人で、次いで内部障がいが 1,024 人となっています。障がいの種類にかかわらず増加傾向にあり、特に、平成 24 年度と比較すると、聴覚・平衡障がいでは 1.16 倍（38 人増）と増加しています。

身体障害者手帳保有者数の推移（部位別）

単位：人

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
視覚障がい	326	317	332	362	356
聴覚・平衡障がい	239	245	245	273	277
言語・音声障がい	34	38	40	38	37
肢体不自由	1,740	1,755	1,759	1,785	1,783
内部障がい	936	952	985	1,012	1,024

資料：生活福祉課（各年度末現在）

② 知的障がい者の状況

療育手帳保有者数を年齢別にみると、いずれの等級も増加傾向で推移しています。障がいの等級別では、重度とされるAの「18 歳以上」が 212 人、「18 歳未満」が 70 人となっています。

療育手帳保有者数の推移（年齢・等級別）

単位：人

区分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
A	18 歳未満	61	58	67	65	70
	18 歳以上	189	192	192	207	212
	合計	250	250	259	272	282
B	18 歳未満	67	77	80	109	120
	18 歳以上	148	150	165	186	190
	合計	215	227	245	295	310

資料：生活福祉課（各年度末現在）

③ 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳交付数は全体で増加傾向となっており、平成28年度で696人となっています。平成24年度と比較すると、全体で1.33倍（174人増）、3級は1.73倍（94人増）、2級は1.21倍（72人増）、1級は1.17倍（8人増）となっています。

精神障害者保健福祉手帳交付数の推移

単位：人

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	18歳未満	0	0	0	0	0
	18歳以上	48	48	55	55	56
	合計	48	48	55	55	56
2級	18歳未満	4	6	4	11	13
	18歳以上	341	342	377	386	404
	合計	345	348	381	397	417
3級	18歳未満	7	9	12	9	12
	18歳以上	122	125	143	172	211
	合計	129	134	155	181	223

資料：生活福祉課（各年度末現在）

精神障がいの適正な医療を普及するため、通院医療の公費負担をおこなっていますが、利用者は年々増加しています。平成28年度は1,715人が利用しています。

精神障がい者通院数の推移

単位：人

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
自立支援医療（精神障がい者通院）	1,402	1,497	1,528	1,634	1,715

資料：生活福祉課（各年度末現在）

3 本市の取り組み状況

【聴覚障がい者】

聴覚障がい者来庁者数

単位：人

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
窓口通訳	141	109	104	60	69
電話通訳	84	51	70	61	67
相談	35	23	104	74	43
その他	86	103	105	85	66
来庁者	420	341	407	302	246

資料：生活福祉課（各年度末現在）

手話通訳派遣事業

単位：人

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
医療関係	421	270	317	389	368
教育関係	41	38	18	13	5
その他	75	72	52	42	81

資料：生活福祉課（各年度末現在）

聴覚障がい者相談員（相談件数）

単位：人

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
福祉関係	-	-	76	43	63
生活関係					
その他					

資料：生活福祉課（各年度末現在）

【視覚障がい者】

声の広報事業（広報ちくしの 2 回／月）

単位：人

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用登録者数	11	12	12	12	12

資料：生活福祉課（各年度末現在）

【障がい児相談事業】

こども療育相談室

単位：人

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
相談件数	2,209	1,226	1,077	1,471	2,249
広汎性発達障害児（親の会） 参加者数（のべ）	58	66	-	41	30

資料：生活福祉課（各年度末現在）

【3 障がい】

福祉タクシー券交付・利用状況（48 枚／人）

単位：人

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
対象者数	-	1,499	1,508	1,481	1,472
交付者数	-	943	955	910	930
利用発行枚数	-	41,856	43,428	39,220	40,388
利用枚数	20,273	20,314	19,183	18,452	18,323

資料：生活福祉課（各年度末現在）



第 3 章

障がい者福祉に関するアンケート 調査結果からみた状況

1 アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

障がい者計画策定にあたり、障害者手帳所持者を対象としたアンケート調査を行い、障がい者の生活実態や今後の意向等を把握するため実施しました。

(2) 調査の設計と回収状況

調査対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している障がい者（児）
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
発送数	2,900 票
有効回収数 (有効回収率)	1,724 票 (59.4%) ・身体障がい者：1,008 票 ・知的障がい者：225 票 ・精神障がい者：253 票 ・重複：189 票 (身体・知的障がい者：83 票) (身体・精神障がい者：75 票) (知的・精神障がい者：13 票) (身体・知的・精神障がい者：18 票) ・不明：48 票
調査期間	平成 28 年 12 月 7 日～12 月 21 日

※有効回収数の「不明」について：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所有の有無のすべてが「持っていない」または「無回答」となっている回答者について「不明（無回答）」としている。

(3) 調査結果の見方

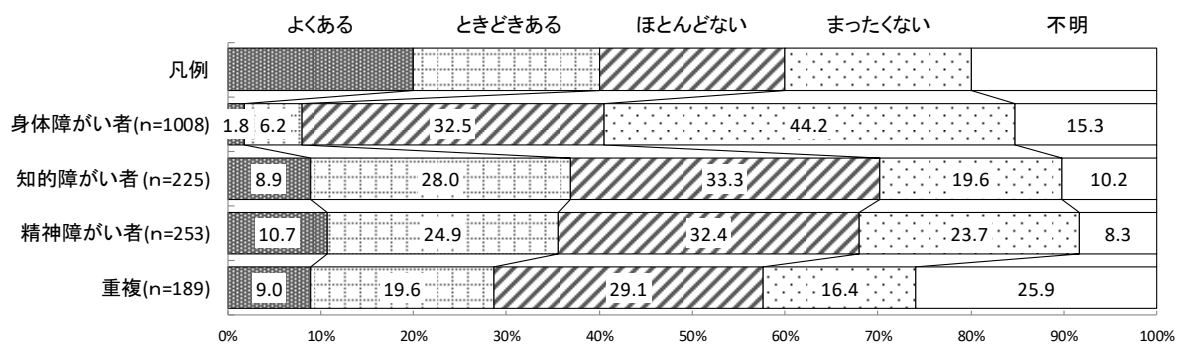
本人用調査（在宅・施設）では、本人が回答したもののほかに、家族等が代筆または代理で回答したものを含んでいます。児童用調査は保護者に回答していただいたものとしています。比率は、すべて百分率（％）で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。そのため、合計が 100%にならない場合があります。また、複数回答の質問では、各選択肢の比率の合計は 100%を超えます。

2 アンケートの主な結果

(1) 障がいによる差別経験の有無について

障がいによる差別経験の有無について、「よくある」と「ときどきある」を合わせた『ある』と回答した人が身体障がい者で約1割、知的障がい者、精神障がい者では4割弱となっており、身体障がい者と比べて高くなっています。

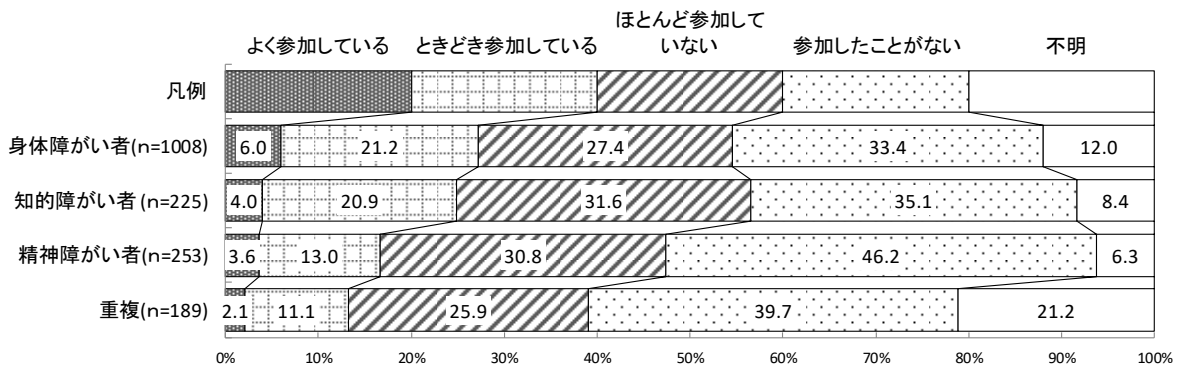
障がいによる差別経験の有無



(2) 地域活動への参加状況について

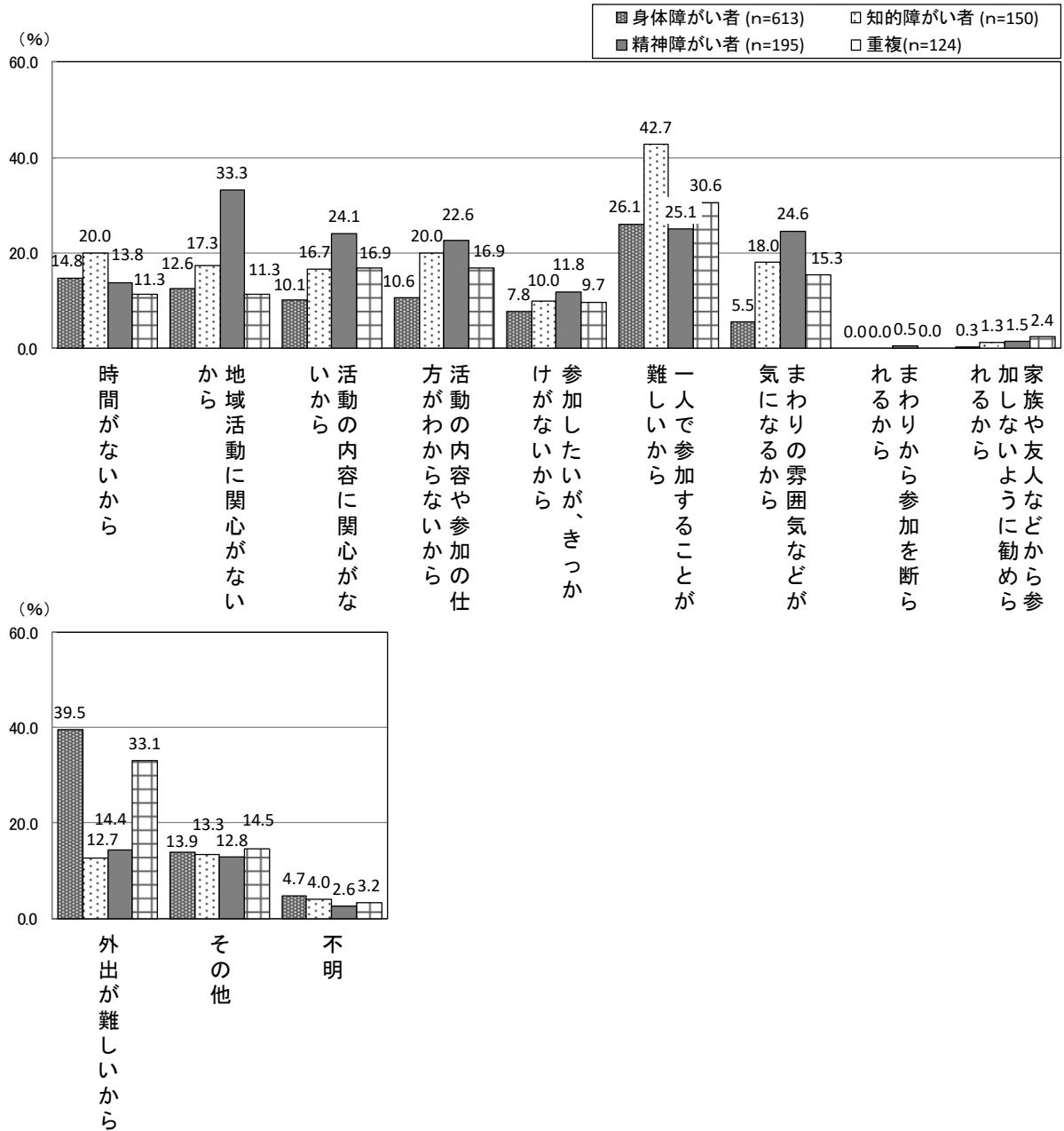
地域活動への参加状況について、障がいの種類別に比較すると、身体障がい者・知的障がい者では「参加したことがない」と「ほとんど参加していない」を合わせた『参加したことがない』が6割、精神障がい者では約7割となっています。

地域活動への参加状況



地域活動に参加しない理由について、身体障がい者では「外出が難しいから」、知的障がい者では「一人で参加することが難しいから」、精神障がい者では「地域活動に関心がないから」の割合が高くなっています。

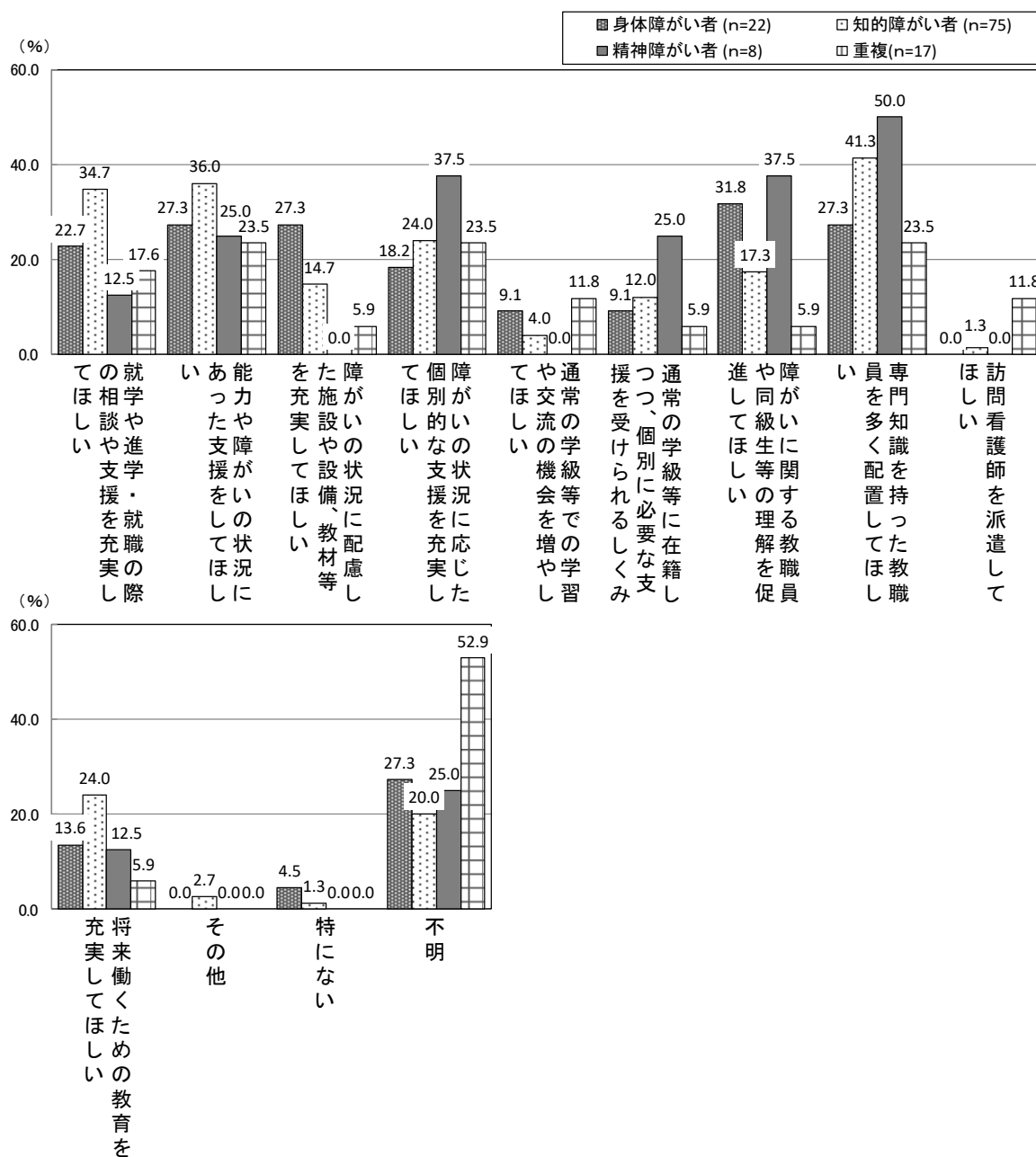
地域活動に参加しない理由



(3) 保育や教育に関する要望について

保育や教育に関する要望について、身体障がい者では「障がいに関する教職員や同級生等の理解を促進してほしい」が約3割、知的障がい者・精神障がい者では「専門知識を持った教職員を多く配置してほしい」が半数を占めています。

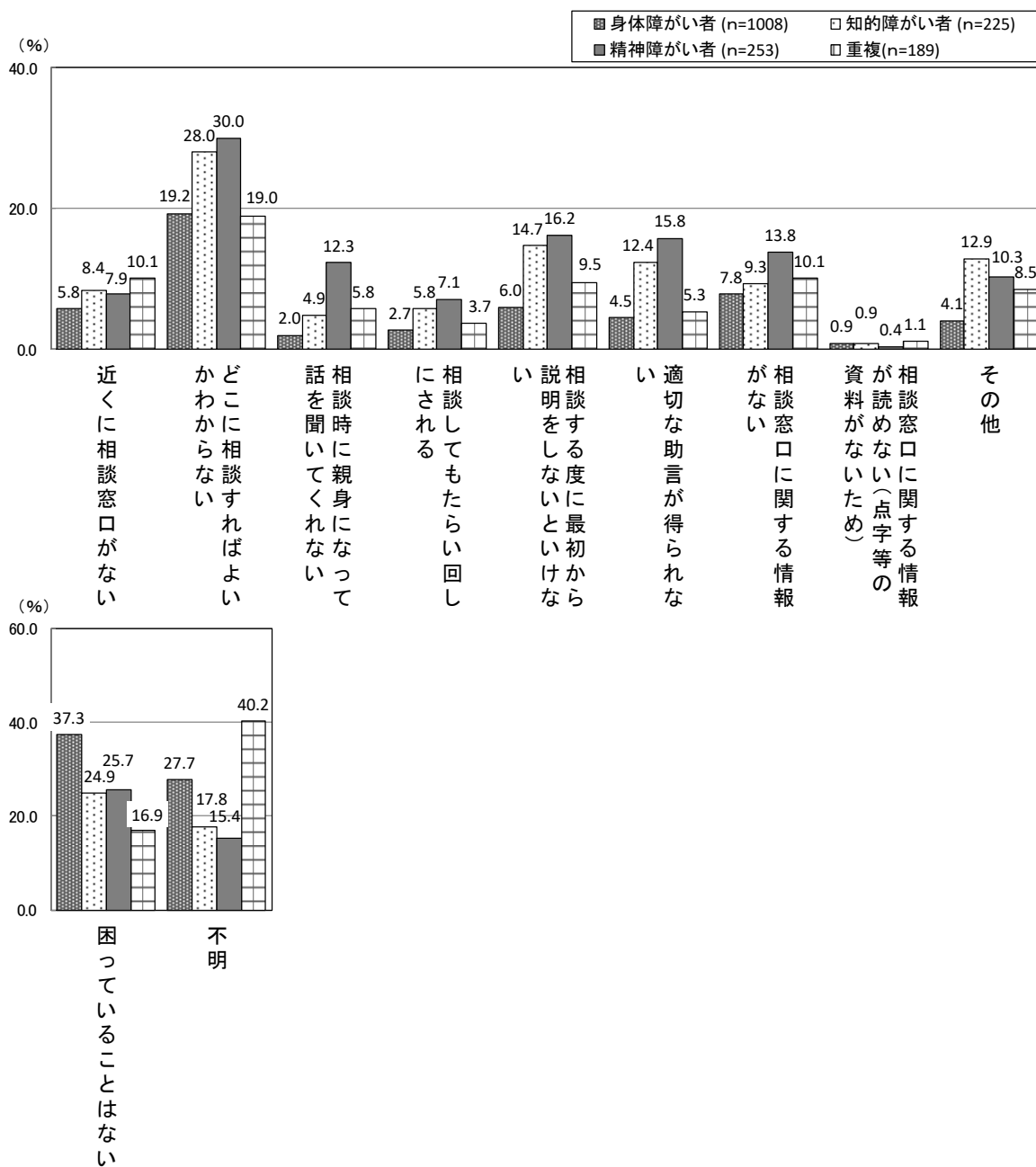
保育や教育に関する要望



(4) 不安や悩みを相談する際に困ることについて

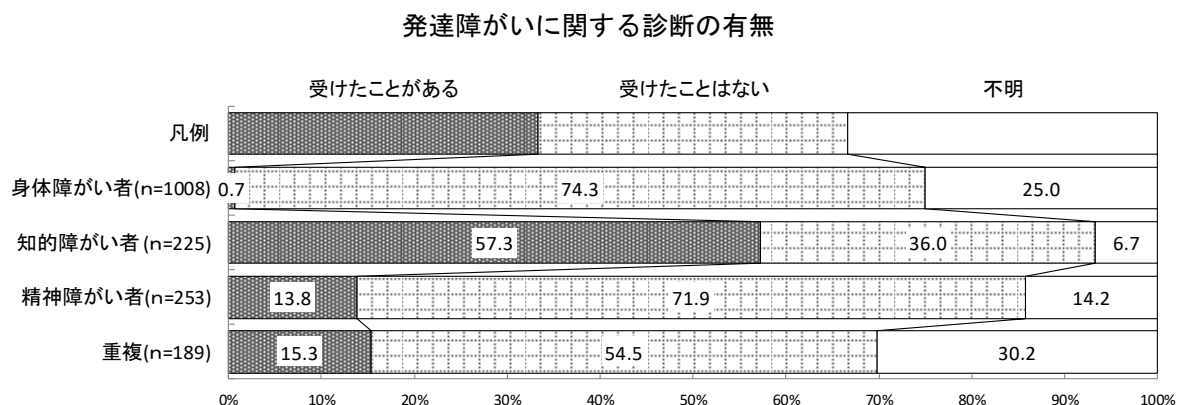
不安や悩みを相談する際に困ることについて、3障がいともに「どこに相談すればよいかわからない」の割合が高くなっています。身体障がい者に比べ知的障がい者、精神障がい者で「相談するたびに最初から説明をしないとイケない」の割合が高くなっています。

不安や悩みの相談相手

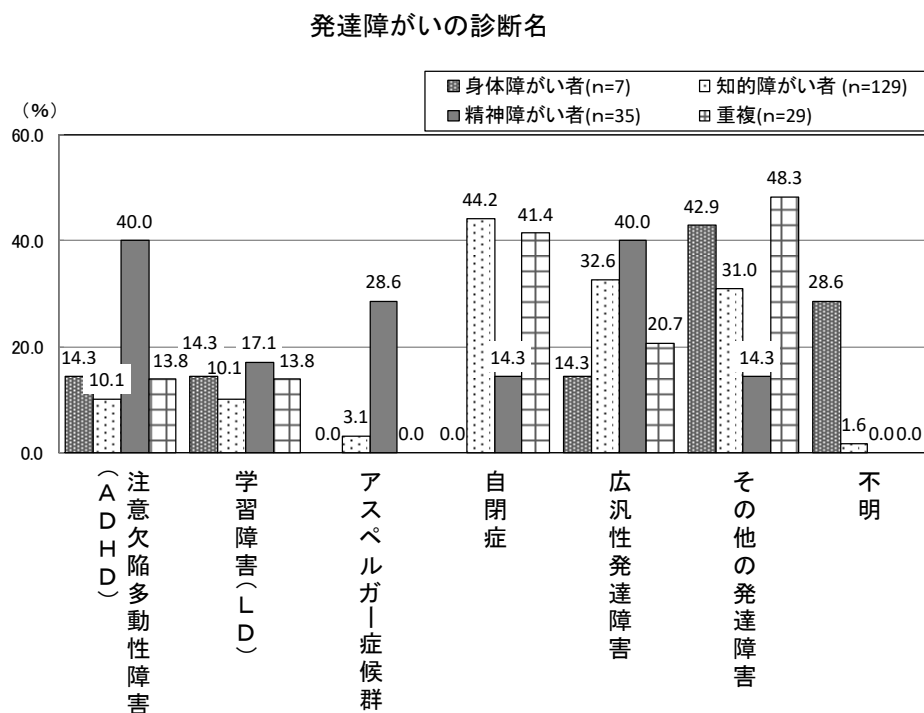


(5) 発達障がいについて

発達障がいに関する診断の有無について、障がいの種類別に比較すると、知的障がい者では「受けたことがある」が約6割となっており、他の障がいの種類と比べて高くなっています。また、年齢別にみると、3障がいともに18歳未満で「受けたことがある」の割合が高くなっています。



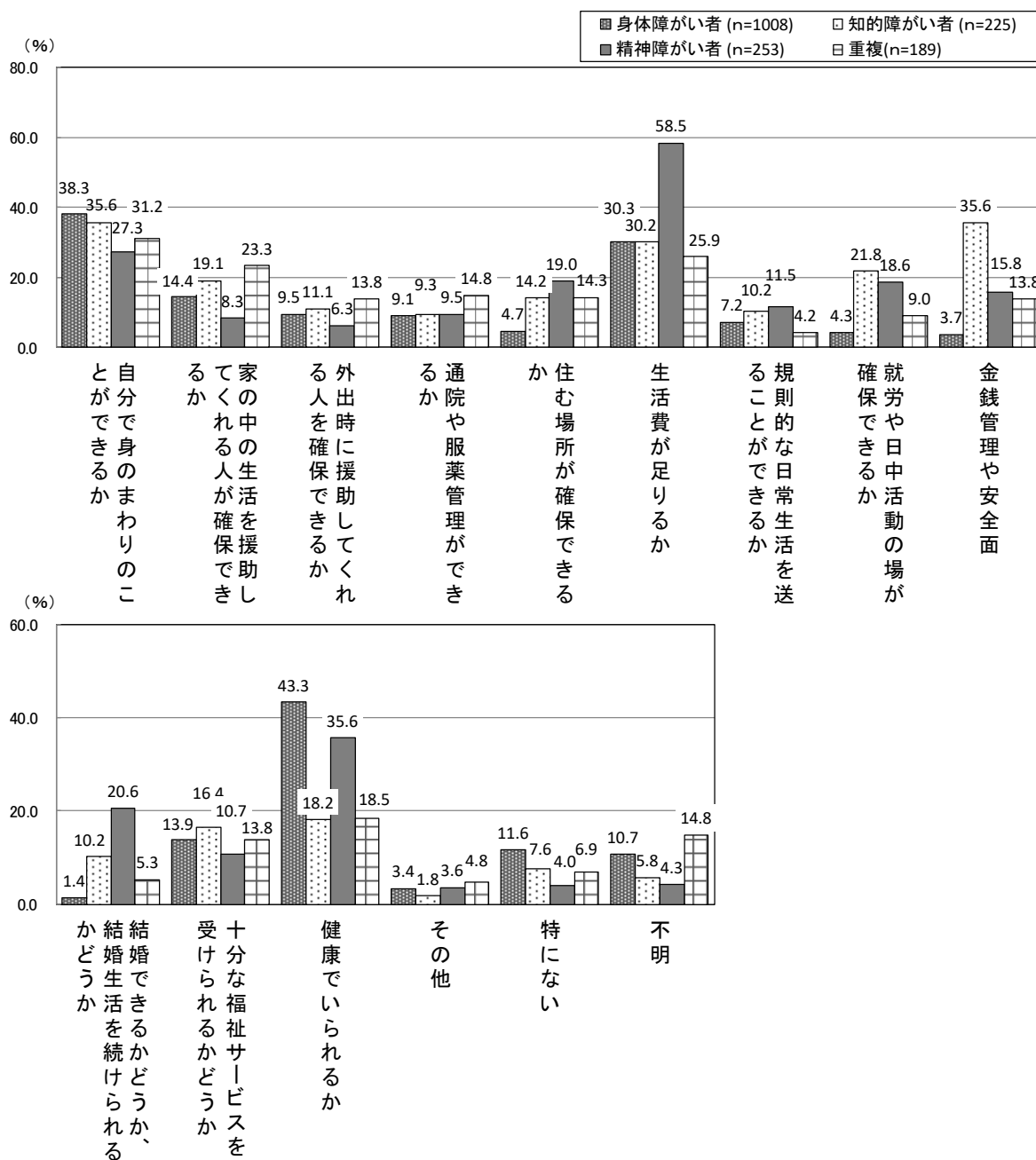
発達障がいの診断名について身体障がい者では「その他の発達障がい」、知的障がい者では「自閉症」、精神障がい者では「注意欠陥多動性障害 (ADHD)」及び「広汎性発達障害」がそれぞれ約4割と最も高くなっています。



(6) 将来を考えたときの不安について

将来を考えたときの不安について、身体障がい者では「健康でいられるか」の割合が高く、精神障がい者では、「生活費が足りるか」の割合が高く、知的障がい者では、「自分で身の回りのことができるか」と「金銭管理や安全面」と答えた割合が高くなっています。

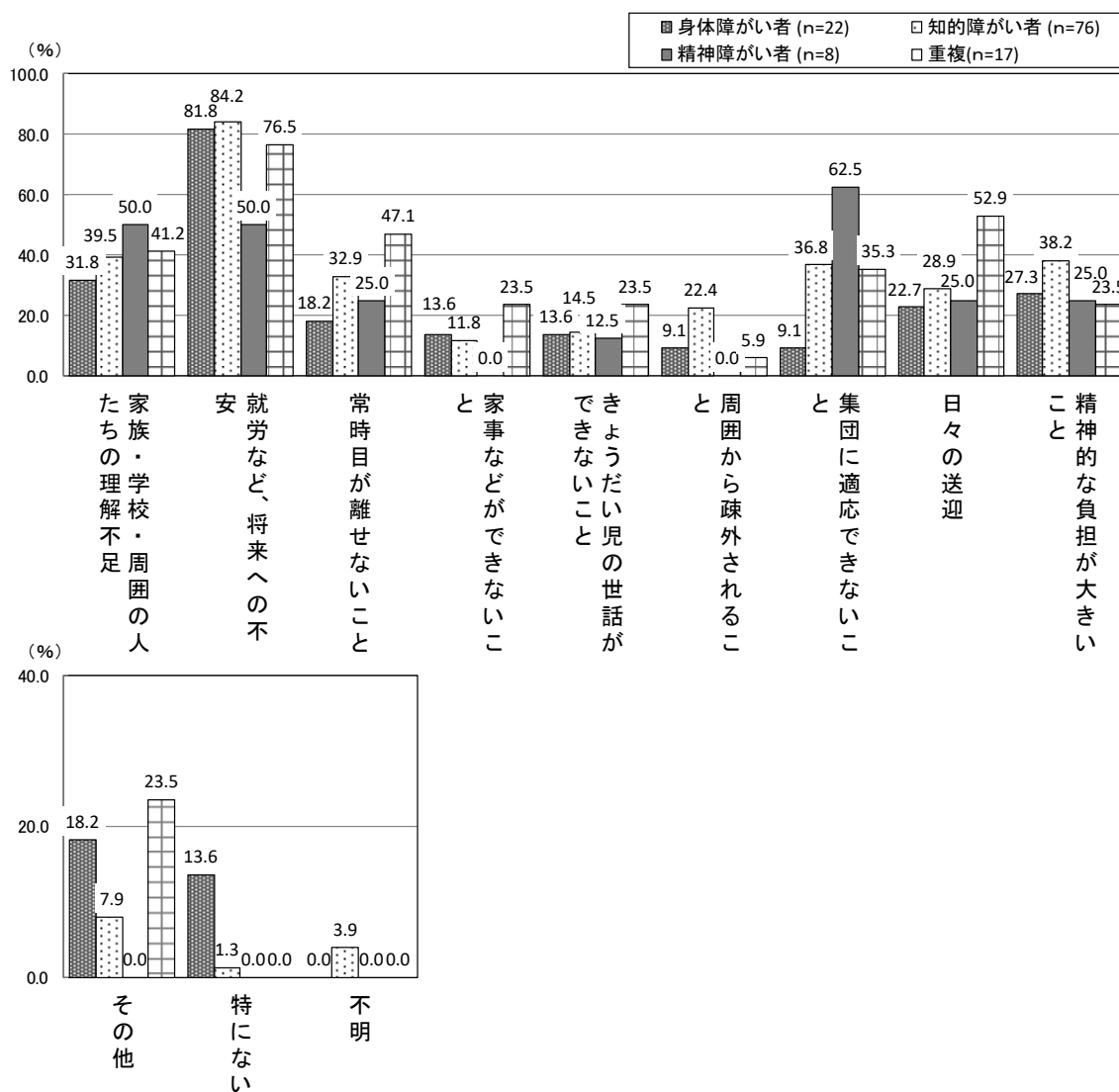
将来を考えたときの不安



(7) 子育て上の悩みや困りごとについて

子育て上の悩みや困りごとについて、身体障がい者・知的障がい者では「就労など、将来への不安」、精神障がい者では「集団に適應できないこと」が最も高くなっています。

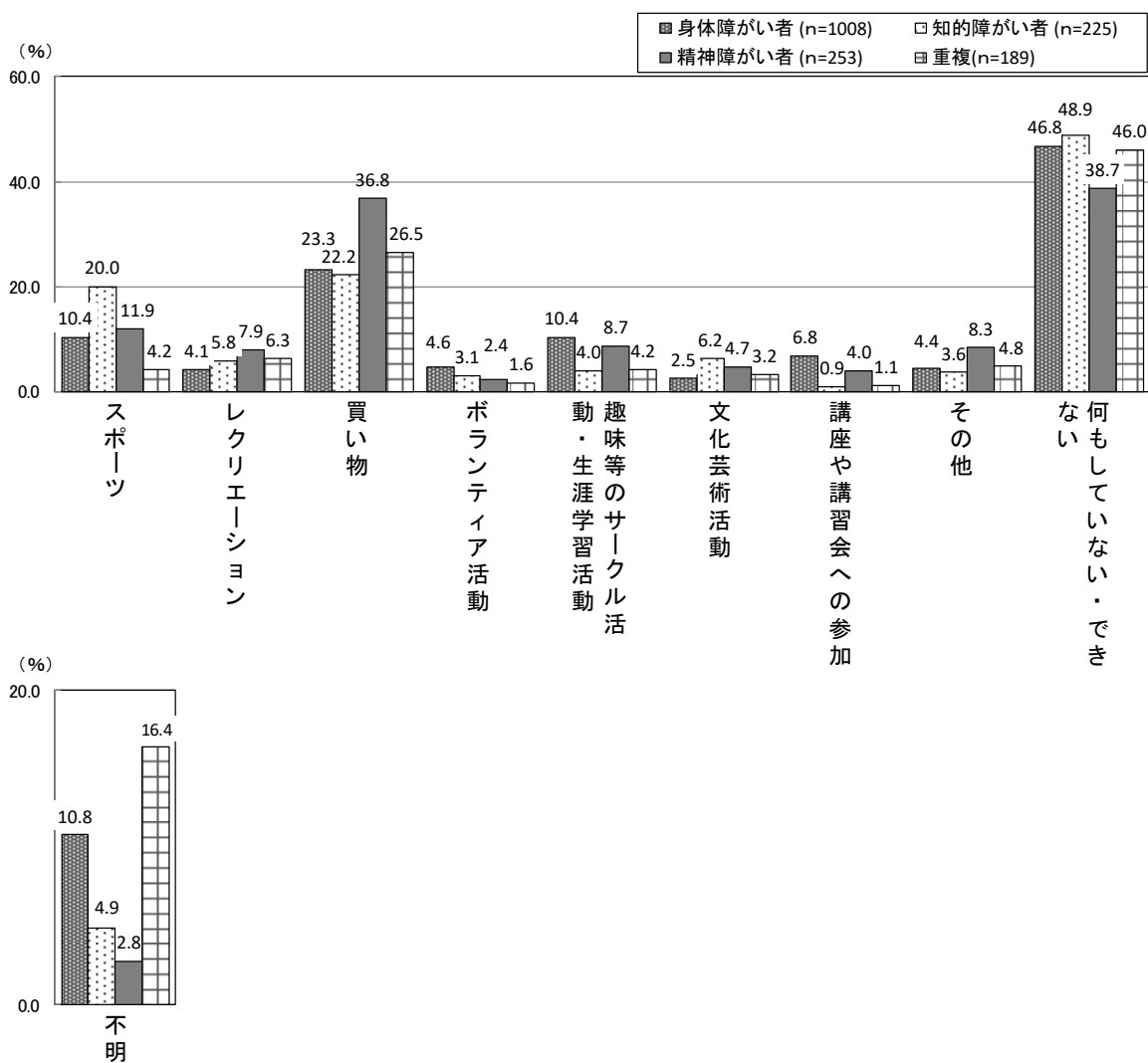
子育て上の悩みや困りごと



(8) スポーツや文化活動等への参加について

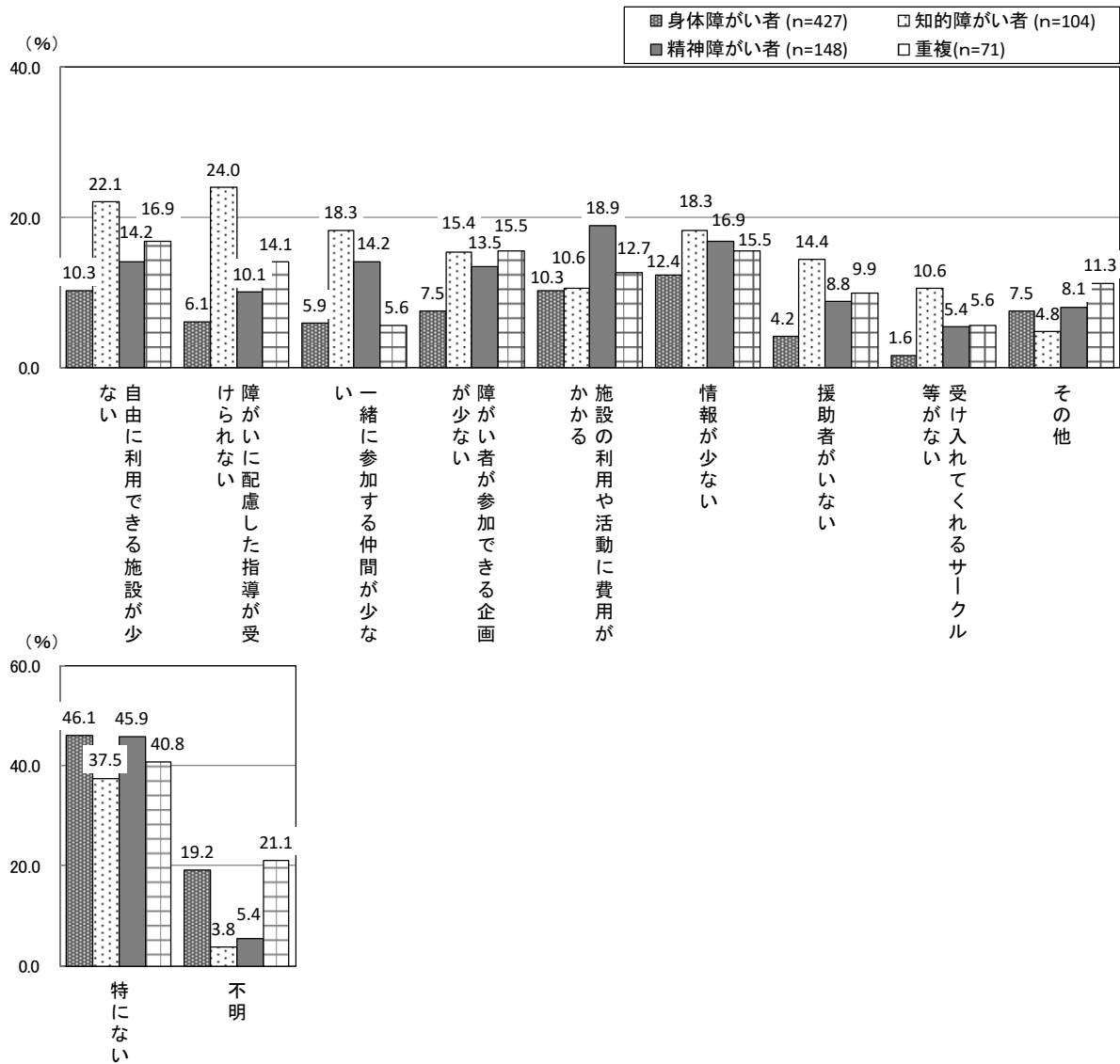
スポーツや文化活動等に特に参加していない障がいのある人が4割を超えています。

スポーツや文化活動等の有無



スポーツや文化活動上の支障や困りごととしては、知的障がい者では「自由に利用できる施設が少ない」「障がいに配慮した指導が受けられない」が約2割と、他の障がいの種類と比べて高くなっています。

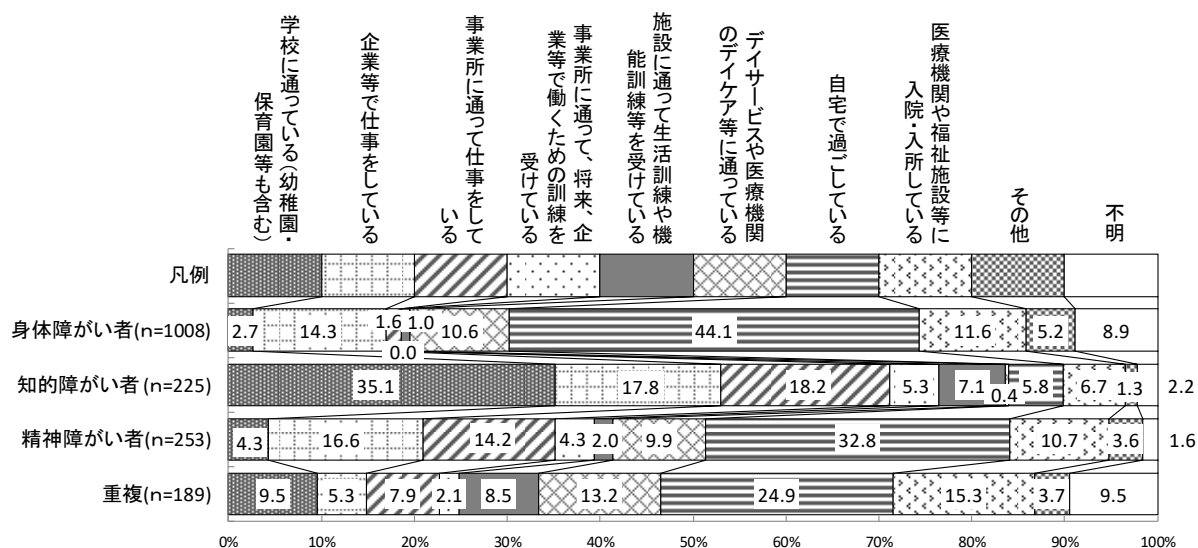
スポーツや文化活動上の支障や困りごと



(9) 障がいのある人の就労状況について

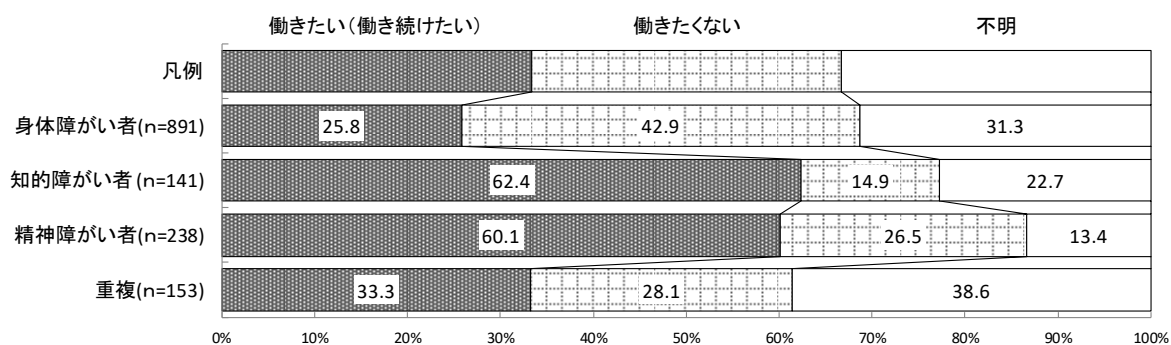
就労している人は身体障がい者で2割、知的障がい者で4割、精神障がい者で3割となっています。

日中の主な過ごし方



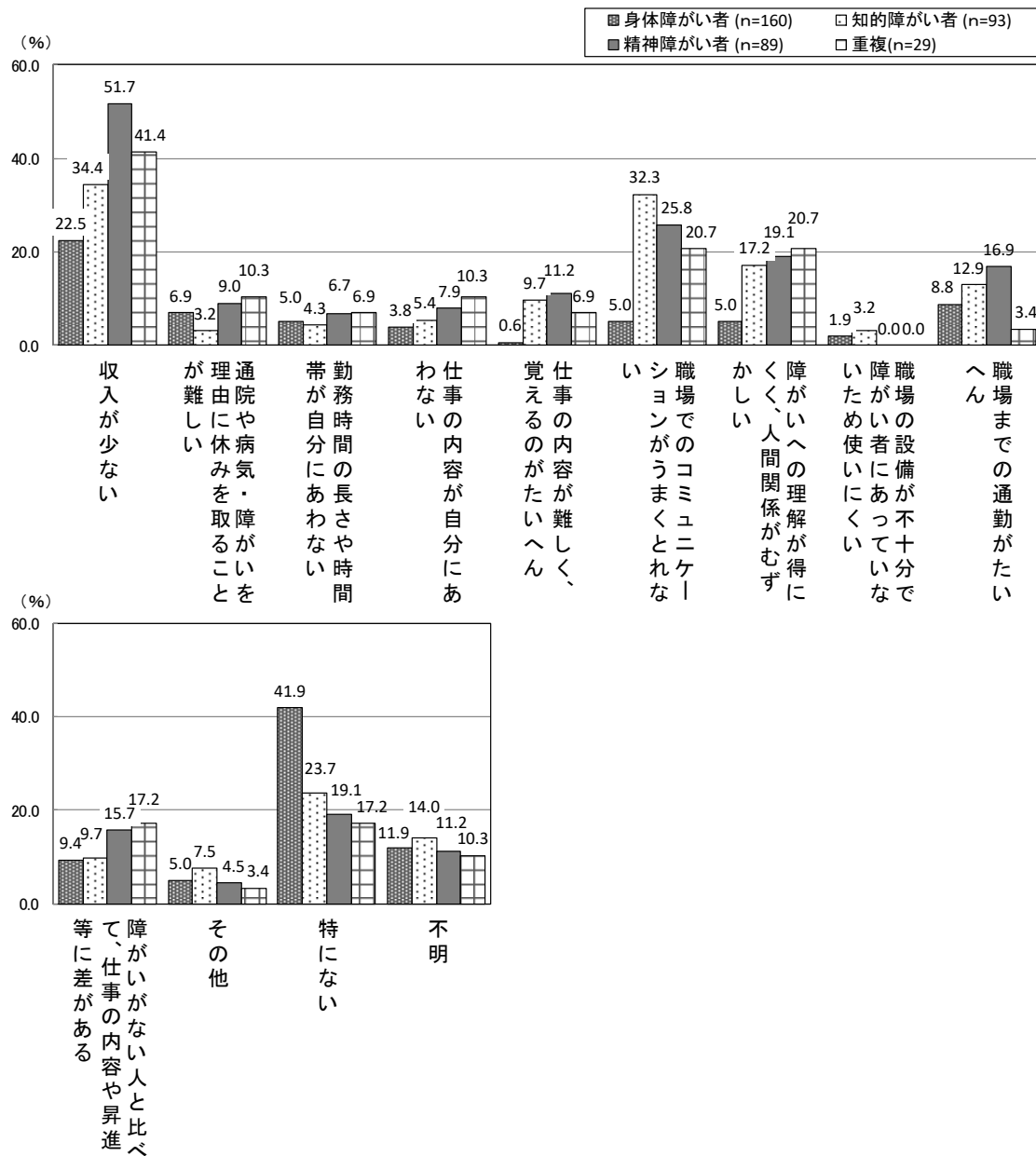
今後の就労意向について、知的障がい者・精神障がい者では「働きたい(働き続けたい)」が6割台と、身体障がい者と比べて高くなっています。

今後の就労意向



(就労している人の) 仕事上の悩みや困りごとについて、精神障がい者では「収入が少ない」が5割を超え高くなっています。知的障がい者では「収入が少ない」「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」が3割を超えています。

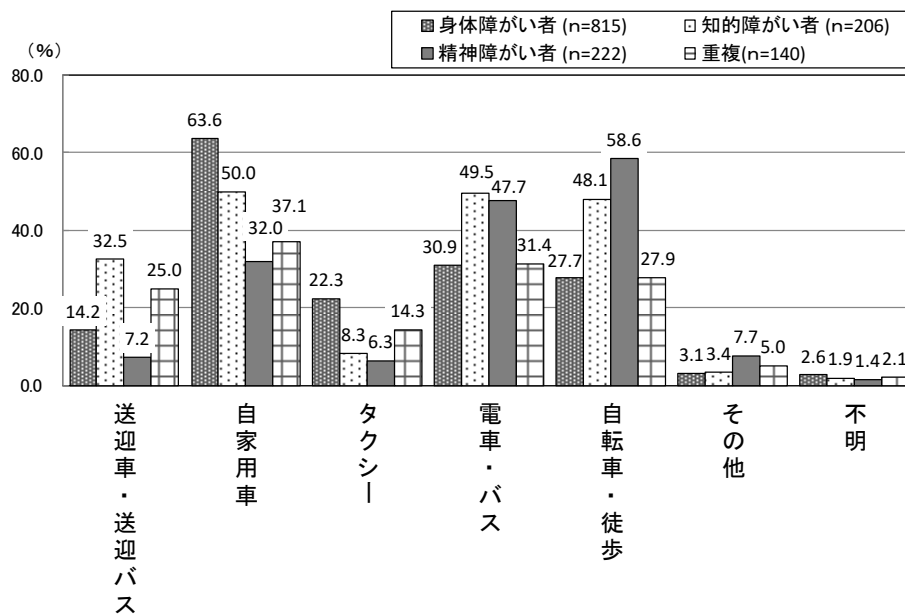
(就労している人の) 仕事上の悩みや困りごと



(10) 外出時の交通手段について

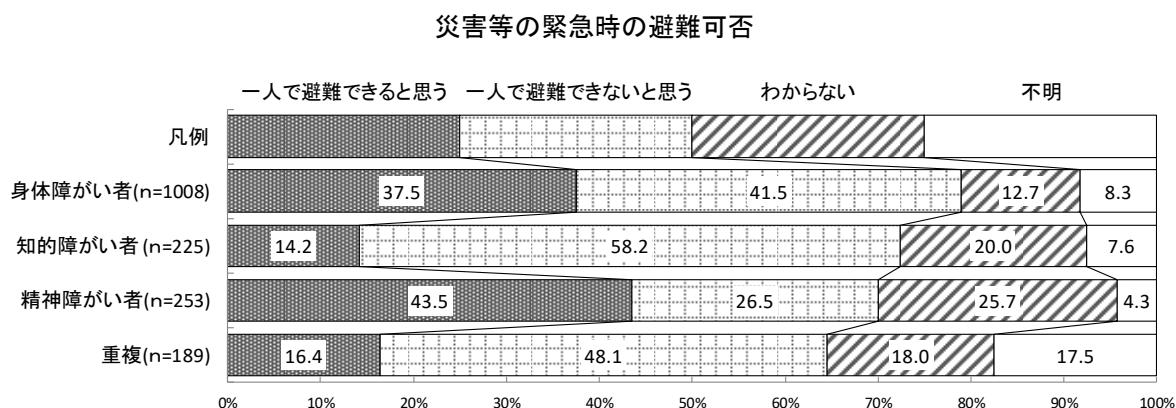
外出時の交通手段について、身体障がい者・知的障がい者では「自家用車」が最も高く、精神障がい者では「自転車・徒歩」の割合が最も高くなっています。

外出時の交通手段

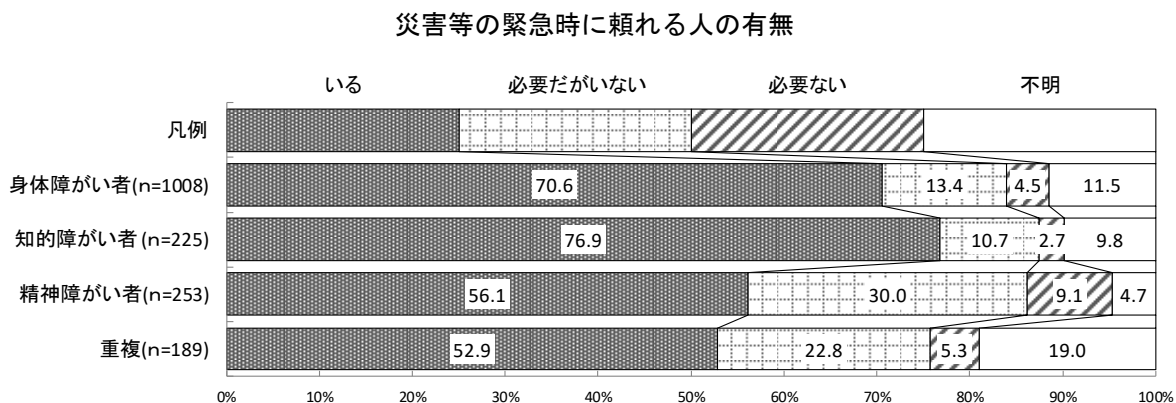


(11) 災害時について

地震など災害発生時に一人で避難することについて、知的障がい者・重複障がい者では「一人で避難できないと思う」が4割～5割と、他の障がいと比べて高くなっています。



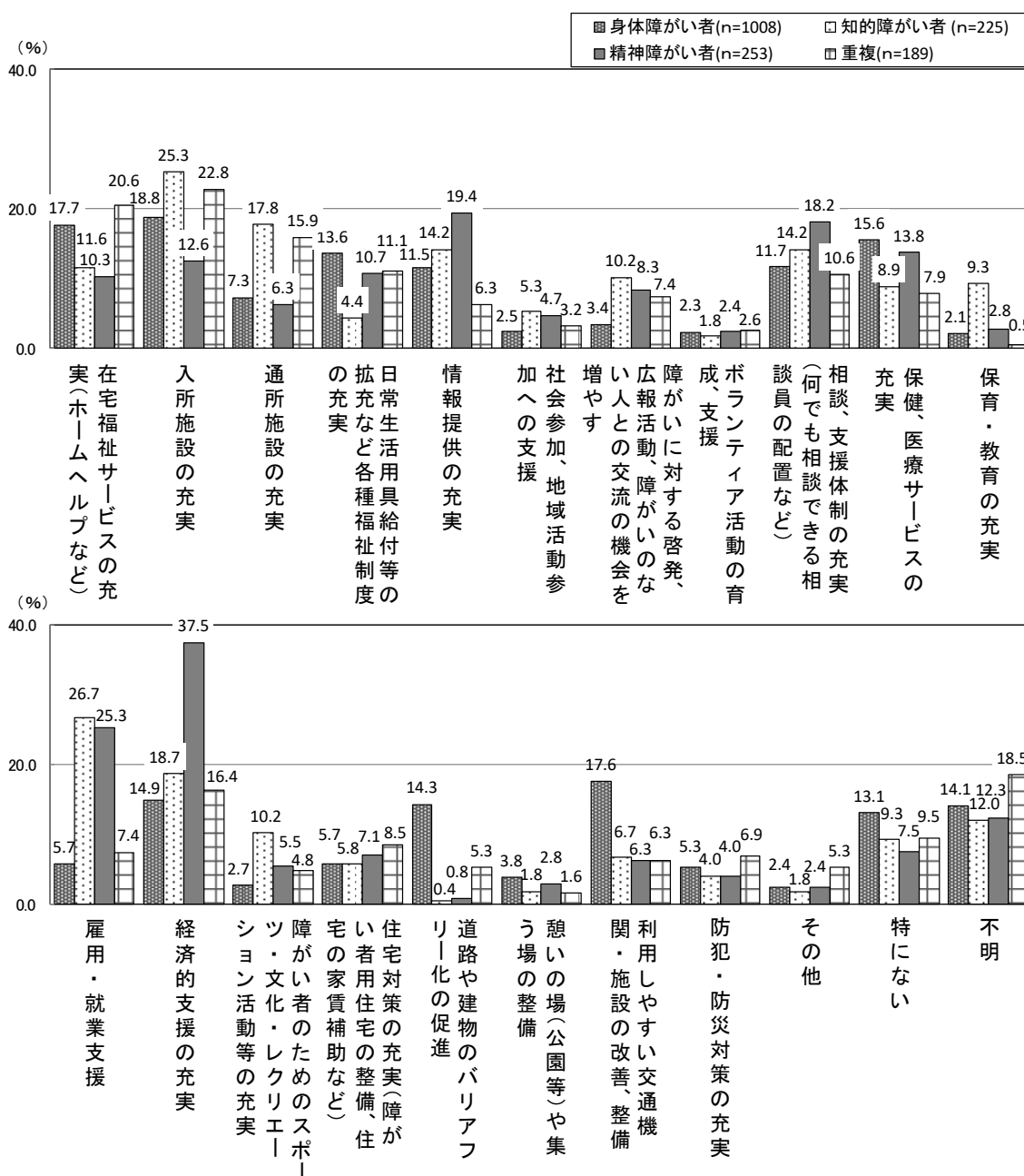
災害等の緊急時に頼れる人の有無について、精神障がい者・重複障がい者では「必要だがいない」が2割～3割と高くなっています。



(12) 今後行政に力を入れて欲しいことについて

今後行政に力を入れて欲しいことについて、精神障がい者では「経済的支援の充実」が約4割と最も高く、「雇用・就業支援」が2割半ば、「情報提供の充実」が約2割となっています。

今後行政に力を入れて欲しいこと





第4章

計画の基本的な考え方

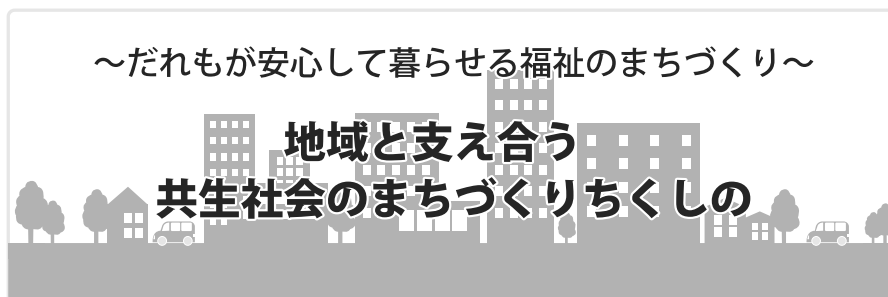
1 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

本市においては、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念のもと、地域と支える共生の福祉のまちづくりをめざしてきました。

今回新たに策定する障がい者福祉長期行動計画は、第2期障がい者福祉長期行動計画の基本理念であります「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念を継承するとともに、今後も、個々の障がいの特性に応じた総合的な自立支援に向けた取り組みが必要です。そのため、福祉サービスの充実及び地域生活支援事業の強化等を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、市民だれもが相互に人格と個性を尊重し、支えあう「共生社会」の実現をめざすことを基本理念とします。

【基本理念の将来像】



○リハビリテーション

医学的なリハビリテーションにとどまらず、職業能力や職業適性を高める職業的リハビリテーション、社会生活力を高める社会的リハビリテーションなど、ライフステージ（人生の各段階）において、全人間的復権（何らかの障がい者がその能力を最大限まで引き出すこと）をめざそうという理念です。

○ノーマライゼーション

すべての人々が同じ社会の一員として他の人々と変わらない日常生活を営むことがノーマルな人間生活であり、さらに障がいのある人も地域を基盤として人々とともに生きていける社会がノーマルな社会です。この両面をともに実現する社会をめざしていくことです。

○共生社会

障がいの有無にかかわらず、誰もが分け隔てられることがなく、基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に基づき、相互に人格と個性を尊重し合う社会のことでです。

(2) 基本目標

本計画では、「地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの」を基本理念に実現を図るため、以下のように次の7つの基本目標を掲げ取り組みを進めていきます。

基本目標 1 相互に理解し、共に生き、支えあう地域福祉を推進する

基本目標 2 自立生活を支援する福祉サービスを推進する

基本目標 3 すこやかな自立生活を支える暮らしを支援する

基本目標 4 子どものすこやかな発達を支援する

基本目標 5 地域での参加をうながす

基本目標 6 個々の状況に応じた就労支援を行う

基本目標 7 地域で安心して暮らせる環境づくりを支援する

【基本理念】

地域と支え合う 共生社会のまちづくり
 ちくしの
 くだれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり

【基本目標】

1. 相互に理解し、共に
 生き、支えあう地域
 福祉を推進する～啓
 発・地域福祉活動～

2. 自立生活を支援する
 福祉サービスを推進
 する～福祉サービ
 スの充実

3. すこやかな自立生活
 を支える暮らしを支
 援する～保健・医療
 体制の充実～

4. 子どものすこやかな
 発達を支援する
 ～療育・保育・教育
 の環境づくり～

5. 地域での参加をうな
 がす～生涯学習の充
 実及び社会参加の充
 実～

6. 個々の状況に応じた
 就労支援を行う～雇
 用・就労の促進～

7. 地域で安心して暮ら
 せる環境づくりを支
 援する～福祉のまち
 づくり～

【基本施策】

①障がいや理由とした差別の解消の推進

②交流活動の推進

③福祉教育の充実

④重層的な支援体制の構築

⑤小地域福祉活動の推進

①情報提供手段の整備・相談支援体制の充実

②在宅福祉サービスの充実

③施設福祉サービスの推進

④精神障がい者施策の推進

⑤発達障がい者施策の推進

①保健・医療体制の充実

②難病患者施策の推進

①発達・療育支援環境の充実

②保育・教育環境の充実

③切れ目のない支援の仕組みづくり

①生涯学習の推進

②生涯スポーツ活動の推進

③情報コミュニケーション支援の充実

①障がいのある人の就労に対する理解促進

②多様な雇用・就労の促進

③就労定着支援

①福祉のまちづくりの推進

②交通移動サービスの推進

③住宅環境整備の推進

④防犯・防災対策の推進

⑤交通安全体制の充実

II 各論



第 1 章

相互に理解し、共に生き、支えあう地域福祉を推進する～啓発・地域福祉活動～

1 障がいをも理由とした差別の解消の推進

現状と課題

平成 28 年 4 月から施行された障害者差別解消法では、国・地方公共団体等において、障がいを理由とする不当な差別的取扱いが禁止されました。

また、事務又は事業を行うにあたり障がいのある人（家族等を含む。）から社会的障壁（バリア）を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき、その実施に伴う負担が重すぎない範囲で対応する、合理的配慮の提供が義務化されています。

民間事業者においては、合理的配慮を行うことについては努力義務となっていますが、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止については、国・地方公共団体等と同様に義務とされています。

アンケート調査によると、障がいによる差別経験の有無について、「よくある」と「ときどきある」を合わせた『ある』と回答した人が身体障がい者で約 1 割、知的障がい者、精神障がい者では 4 割弱となっており、身体障がい者と比べて高くなっています。

また、ヒアリング調査によると、障がいのある人に対する理解について、「まだまだ障がい者の理解をしている人は少ない」という意見や、「地域で理解を深めるための講演会の実施や広報・チラシの配布をしてほしい」という意見がボランティア団体から挙がっています。

今後、障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向け、障がいへの理解、差別や偏見の解消のため、関係機関等と連携しながら周知啓発を行っていく必要があります。

施策の方向

日常生活の場や教育、雇用の場など、様々な場において、障がいを理由とする差別の禁止に向けた講演会、広報等の啓発活動を行うとともに、差別を受けた場合等の相談支援体制の充実を図ります。

行政機関等においては、障害者差別解消法第7条に基づく禁止事項や義務化された事項に基づき、合理的配慮を求められた場合や差別を受けた場合に適切な対応ができるよう市職員に向けた研修等を実施し、対応します。

また、すべての障がいのある人が安心して暮らせるよう権利擁護の推進に努めます。

主な事業

- ホームページや広報等を活用した啓発の充実（人権政策・男女共同参画課）
- 精神障がいに関する理解の推進（生活福祉課）
- 「身体障害者補助犬法」に伴う盲導犬、介助犬等に関する啓発の推進（生活福祉課）
- 障がいのある人の人権にかかわる啓発の推進（人権政策・男女共同参画課、生活福祉課）
- 人権尊重の意識の高揚（人権政策・男女共同参画課、生活福祉課）
- 障がいのある人に対する差別等の禁止（新規）（人権政策・男女共同参画課、生活福祉課）
- 合理的配慮の促進（新規）（全課）

2 交流活動の推進

現状と課題

障がいのある人の日常生活を支え、豊かな暮らしを生み出すために、障がいのある人との日頃からの交流やボランティア活動は欠かせないものです。

アンケート調査によると、地域活動への参加状況について、障がいの種類別に比較すると、身体障がい者・知的障がい者では「参加したことがない」と「ほとんど参加していない」を合わせた『参加したことがない』が6割、精神障がい者では約7割となっています。また、地域活動に参加しない理由について、身体障がい者では「外出が難しいから」、知的障がい者では「一人で参加することが難しいから」、精神障がい者では「地域活動に関心がないから」の割合が高くなっています。

また、ヒアリング調査によると、障がいに対する理解を深めるために必要なこととして、「コミュニティ活動にも障がいのある人をなるべく参加できるようにしてほしい」「理解や交流ができる機会・イベント等を実施してほしい」という意見がボランティア団体から挙がっています。

身近な地域で日常的に交流を深めていくためにも、障がい者団体やボランティア団体、事業所等との連携により、地域住民とふれあう機会を充実するとともに、障がいのある人も、地域社会を構成する一人であることを認識し、積極的に地域活動等に参加できるような環境づくりが必要です。

施策の方向

市や地域において開催される講座や各種行事、スポーツ大会等において障がいのある人もない人も気軽に参加できるよう、情報提供等必要な施策を推進します。

また、障がい者施設や障がい者福祉団体などが行う交流事業や学校教育における体験交流、地域と関係団体や障がいのある人の交流など交流機会の拡充に努めます。

主な事業

- 障がいのある人の自立と社会参加等を支援する各種行事やスポーツなどのイベント開催の周知（生涯学習課、生活福祉課）
- ゆっくりフェスタの充実（生活福祉課）
- 講座や各種行事、スポーツ大会等に参加交流できる場づくり（全課）
- 特別支援学校と小学校、中学校との居住地校交流等の推進（学校教育課）
- 学校教育における体験交流を含めた福祉教育の推進（学校教育課）
- 社会福祉協議会や障がい者団体等が行う交流事業の支援（生活福祉課）
- 福祉施設等と地域住民との相互理解を深める利用者との交流機会の促進（生活福祉課）
- 『ほほえみタウン』開放による交流機会の促進（生活福祉課）
- 公立保育所の保育交流における障がい児と保育園児との交流や、保護者との交流の機会づくり及び推進（子育て支援課）

3

福祉教育の充実

現状と課題

子どもの頃から障がいに対する理解を深めることは、障がいのある人とともに暮らす社会を実現するためには重要です。

アンケート調査によると、保育や教育に関する要望について、身体障がい者では「障がいに関する教職員や同級生等の理解を促進してほしい」が約3割、知的障がい者・精神障がい者では「専門知識を持った教職員を多く配置してほしい」が半数を占めています。

今後も、ライフステージの各段階で障がいへの理解を深める教育機会の提供と体制の整備が必要です。

施策の方向

子どもの頃からの福祉教育を一層推進するとともに、各種団体等と連携・協力し、障がいへの理解を目的とした、子どもから大人まで多くの市民を対象にした福祉教育の充実を図ります。

体験交流の促進やハンディキャップ体験、手話講座等学びの機会を提供することで、子どもから大人まで、すべての市民が、障がいに対する理解を深められる取り組みを推進します。

主な事業

- 体験学習や福祉教育活動を通じた福祉ボランティア等の育成（生涯学習課、生活福祉課）
- 学校教育における体験学習や交流を通じた普及啓発等による「心のバリアフリー」の推進（学校教育課）
- 手話講習や点字教室などの支援（生活福祉課）
- 「ちくしの福祉村」公開講座や各種講座等の支援（生活福祉課）
- 人権問題等を学習する機会の推進（教育政策課）
- 人権教育による一人ひとりの人間像を育てる学習や講座の実施（生活福祉課）

4

重層的な支援体制の構築

現状と課題

障がいのある人の相談内容については、複雑化し、専門性の高い対応が求められることが多く、相談件数も増加傾向にあります。

アンケート調査によると、不安や悩みを相談する際に困ることについて、3障がいともに「どこに相談すればよいかわからない」の割合が高くなっています。

また、ヒアリング調査によると、障がい者団体から「当事者間の相談支援の難しさを感じる」という意見が挙がっています。

障がいの種類や個人の生活状況はさまざまであり、一人ひとりに適切に対応できる柔軟性と専門性が求められます。各事業所、関係機関および各担当窓口と連携を図りながら、身近な窓口の充実と専門的な支援へとつなげることができる体制づくりを推進していくことが必要です。

施策の方向

身近な相談相手である地域や障がい者団体等の関係機関の活動を支援することで、相談がしやすい環境の整備を図ります。

ボランティア団体の活動支援やボランティアの育成等により活動の活性化を図るとともに、障がい者施設や地域におけるボランティア活動の機会の拡充を図ります。

主な事業

- 地域における見守り活動機能の強化（高齢者支援課、生活福祉課）
- 地域住民をはじめ関係機関や地域の団体が連携し、共助に基づいた地域福祉活動の促進（高齢者支援課、コミュニティ推進課、生活福祉課）
- 市民活動団体等への支援（コミュニティ推進課、生活福祉課）
- 障がい者団体等の活動の充実や支援（生活福祉課）

5

小地域福祉活動の推進

現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で共に生活し社会参加していくためには、すべての人々がそれぞれの役割を分担し、共に力を合わせていく必要があります。

ヒアリング調査によると、今後ボランティア活動を活発にしていくために、「会員が高齢化しているため、若い方にもボランティア活動に参加してほしい」「市の広報や福祉だより、SNS を活用してほしい」という意見がボランティア団体から挙がっています。

地域福祉の推進において、ボランティア活動や市民活動は大きな役割を果たしていますが、今後その重要性が更に高まっていくことが考えられます。地域包括ケアシステムの構築を見据え、ボランティア活動や市民活動を行う団体など、関係機関との連携強化を図りながら、取り組んでいく必要があります。

施策の方向

地域で暮らす全ての人々が、住みなれた地域で安心して暮らし続けるための住みよい環境づくり等の地域の生活課題や福祉課題を共有し解決できる仕組みづくりをめざします。共生社会の実現に向けて、地域住民や社会福祉協議会、事業所等と連携し、身近な地域で支え合う生活支援ネットワークの構築を支援します。

主な事業

- 学習の機会として図書館、コミュニティセンターや福祉関連団体等が行う障がいに関する講座等における福祉教育の推進（健康推進課、生涯学習課、生活福祉課、文化・スポーツ振興課）
- 福祉ボランティア団体の育成、研修等の充実及びボランティア活動団体の支援（生涯学習課、生活福祉課）
- 「ふれあいいいききサロン」活動への支援（高齢者支援課、生涯学習課、生活福祉課）
- 小地域福祉活動の推進及び支援（生活福祉課）



自立生活を支援する福祉サービスの 推進～福祉サービスの充実～

1 情報提供手段の整備・相談支援体制の充実

現状と課題

障がいのある人やその家族などが、住み慣れた地域で安心して暮らし、生活を豊かで快適なものとするためには、障がいのある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要とときに手軽に入手することができるような情報提供に努める必要があります。

さらに、視覚障がいや聴覚障がいのある人などが、日常生活における必要な意思疎通や情報入手が円滑に行われ、社会参加などが促進されるよう、障がいの特性に応じた情報提供方法の充実が必要です。

アンケート調査によると、今後行政に力を入れて欲しいことについて、精神障がい者で「情報提供の充実」「相談、支援体制の充実」が他の障がいに比べ高くなっています。

加えて、ヒアリング調査によると、障がいのある人に対する理解を深めるために必要なことについて、「障がいの種類ごとのコミュニケーションの壁をきちんと把握してほしい」という意見がボランティア団体から挙がっています。

今日の情報化社会において、障がいのある人が様々な情報を入手できるように、一人ひとりの障がいの特性に応じて、適切な方法で情報を提供するアクセシビリティの向上が必要です。

また、障がいの種類や障がいのある人のニーズは多様化しており、相談支援には一人ひとりに適切に対応できる柔軟性と専門性が求められます。

アンケート調査によると、不安や悩みを相談する際に困ることについて、3障がいともに「どこに相談すればよいかわからない」の割合が高くなっています。

加えて、ヒアリング調査によると、相談体制を強化するために必要なこととして、「地域の専門家との連携」という意見が事業所から挙がっています。

今後、関係機関と連携を図りながら、身近な窓口の充実と専門的な支援へとつなげることができる体制づくりを推進していくことが必要です。

施策の方向

障がいのある人やその家族が必要とする支援を受けることができるように、障がいの特性に応じた情報提供の充実に加え、相談窓口の周知を図るとともに、各相談窓口及び関係機関の連携の強化を図り、住宅や介護、サービス利用、就労、権利擁護など、様々な分野にかかる相談を総合的に支援していくための体制づくりを進めます。

主な事業

- 「すこやかライフガイドブック」の充実及び障がい者福祉制度の周知（生活福祉課）
- 障がいの特性に応じた情報提供手段の充実（生活福祉課）
- 市が実施している行政相談業務の充実（学校教育課、健康推進課、高齢者支援課、子育て支援課、生活福祉課、商工観光課、総務課）
- 障がいのある人等からの相談支援、情報提供や助言等を行い、障がいのある人の権利擁護のための必要な援助等を実施（学校教育課、健康推進課、高齢者支援課、子育て支援課、商工観光課、人権政策・男女共同参画課、生活福祉課）
- 知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない人が地域で安心して自立した生活ができるよう、日常生活自立支援事業及び成年後見制度の広報啓発の実施（高齢者支援課、生活福祉課）

2 在宅福祉サービスの充実

現状と課題

障がいのある人が住みなれた地域で自立した生活を送るためには、障がいのある人やその家族に対するきめ細かな在宅サービスを提供することが重要です。本市における主な障がい福祉サービスとして、障害福祉計画（障害者自立支援法第88条）に掲げるサービス事業があります。また、障がい者が主体的にかつ適切にサービスを選択し、利用できるよう当事者やその家族などの生活全般にわたった様々な相談や福祉サービス、事業者の情報などについて、総合的に提供できる体制を充実していきます。

アンケート調査によると、福祉サービスの利用状況について、身体障がい者では「居宅介護（ホームヘルプ）」、知的障がい者では「児童発達支援」、精神障がい者では、「地域活動支援センター」の割合が最も高くなっています。

今後、多様化するニーズに対応できるよう更なるサービス内容の充実を図っていく必要があります。

施策の方向

在宅生活を支援するための障がい福祉サービスを利用しながら、自立した生活を送れるよう、障がいの種類にかかわらず安定したサービスの提供とニーズに応じた生活支援策の充実を図ります。

日中活動を支援するため、一人ひとりの状況や意欲・能力等に応じた、入浴や食事等の介護、創作的活動等を行う生活介護、日中一時支援等の多様な活動の場の提供に努めます。

主な事業

- 訪問系サービスの充実（生活福祉課）
- 日中活動系サービスの充実（生活福祉課）
- 福祉に関する総合的な相談機能の充実（生活福祉課）
- 地域包括支援センターにおける専門的な指導、助言等や相談機能の強化（高齢者支援課）
- 関係機関と連携し、訪問相談援助の充実（生活福祉課）
- 在宅の障がいのある人へのサービスの周知及び情報提供の充実（生活福祉課）
- 日常生活自立支援事業及び成年後見制度の広報、啓発の推進（生活福祉課）
- 身体障がい者、知的障がい者や聴覚障がい者の相談員等の支援（生活福祉課）
- 障がいのある人の幅広い相談に対応できる専門的な相談体制の充実（生活福祉課）
- 地域の関係団体、関係機関が連携した相談支援機能の強化（学校教育課、健康推進課、高齢者支援課、子育て支援課、生活福祉課）
- 聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのための点字や手話、要約筆記などの普及の推進（生活福祉課）
- 手話通訳者派遣事業の推進及び手話通訳者の窓口配置（生活福祉課）
- 公共施設での「耳マーク表示板」設置の推進（全課）
- 日常生活用具の給付及び購入に要する費用の助成（生活福祉課）
- 外出移動が困難な障がい者等の社会参加や日常生活の移動支援（生活福祉課）
- 重度障がい者の外出支援に福祉タクシー料金の一部を助成（生活福祉課）
- 訪問入浴サービスの充実（生活福祉課）
- 自動車運転免許取得に要する費用の助成事業の充実（生活福祉課）
- 自動車の運転に必要な改造に要する費用の一部の助成事業の充実（生活福祉課）

3 施設福祉サービスの推進

現状と課題

施設福祉サービスは、障がい者福祉において在宅福祉サービスと同様に充実させなければならない重要な施策です。

在宅障がい者への生活支援を図るため、各種施設の持つ専門的機能を相互利用、交流することにより、地域で生活する障がい者に対しても大きな役割を果たすことができます。

また、施設に対しては、事業者の質の向上をいかに支援するかが求められています。

施策の方向

障がいの状態や生活状況等に応じて、障がい者施設や共同生活援助（グループホーム）、自立生活援助等を利用することにより、安心して暮らしていくことができる居住・生活の場の確保に努めます。

主な事業

- 居住系サービスの充実（生活福祉課）

4

精神障がい者施策の推進

現状と課題

アンケート調査によると、今後、行政に力を入れて欲しいことについて、精神障がい者では「経済的支援の充実」が約4割と最も高く、「雇用・就業支援」が2割半ば、「情報提供の充実」が約2割となっています。

福祉サービスに対する多様なニーズが見られる中、個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、居宅介護や生活介護、短期入所などの在宅サービスの量的・質的な充実が必要です。

施策の方向

精神障がいのある人が地域で安心して暮らすために、個々の状況に応じた在宅サービス等の適切な支援、精神障がいのある人や家族などに対する相談支援体制の充実を図ります。また、精神障がいや精神障がいのある人に対する周囲の正しい理解を促進するために、市民の精神疾患に対する正しい知識や情報の普及・啓発を行います。

主な事業

- 精神障がいに対する正しい知識の普及・啓発の推進（生活福祉課）
- 精神障がいのある人の就労を促進するため事業所の啓発と支援（生活福祉課）
- 地域活動支援センターに関する普及・啓発の推進（生活福祉課）

5

発達障がい者施策の推進

現状と課題

アンケート調査によると、発達障がいに関する診断の有無について、障がいの種類別に比較すると、知的障がい者では「受けたことがある」が約6割となっており、他の障がいの種類と比べて高くなっています。また、年齢別にみると、3障がいともに18歳未満で「受けたことがある」の割合が高くなっています。また、発達障がいの診断名について身体障がい者では「その他の発達障がい」、知的障がい者では「自閉症」、精神障がい者では「注意欠陥多動性障害（ADHD）」及び「広汎性発達障害」がそれぞれ約4割と最も高くなっています。

発達障がいは、症状が多岐に渡るうえ、他の障がいと比べて理解があまり進んでおらず、なかなか周囲の理解が得られないという声が多く聞かれていることから、障がいについての理解を促進するための啓発を行うとともに、各々の障がいに合ったきめ細かなサービスの提供が必要です。

施策の方向

発達障がいに対する周囲の正しい理解の普及・啓発を行います。また、福岡県発達障がい者支援センターを核とし、乳幼児期から成人期まで切れ目のない支援を行います。

主な事業

- 発達障がいに対する正しい知識の普及・啓発の推進（生活福祉課）
- 福岡県発達障がい者支援センターとの連携充実（新規）（生活福祉課）



すこやかな自立生活を支える暮らしを 支援する～保健・医療体制の充実～

1 保健・医療体制の充実

現状と課題

疾病が原因で障がい者になることもあり、健康診査などの充実により、生活習慣の改善が必要となります。

また、難病等の範囲が拡大され、難病患者やその家族への支援が求められています。

発達障がいは、障がいの程度や現れ方がさまざまであり、幼児期・学齢期・成人期などライフステージに応じて課題も変化することから、一貫性と継続性を持った支援を行うことが重要です。

アンケート調査によると、将来を考えたときの不安について、身体障がい者では「健康でいられるか」の割合が高く、精神障がい者では、「生活費が足りるか」の割合が高く、知的障がい者では、「自分で身の回りのことができるか」と「金銭管理や安全面」と答えた割合が高くなっています。

また、ヒアリング調査によると、医療機関受診の際などの困りごととして、「各障がいごとに必要な情報が欲しい」という意見が障がい者団体から挙がっています。

市の保健事業では、生活習慣病の予防につなげるための個別指導、相談支援等事業の周知等に取り組んでいます。

今後、保健・医療分野と福祉分野とのさらなる連携を進め、障がいの状況に応じたきめ細かな支援体制づくりに取り組む必要があります。

施策の方向

障がいの要因となる疾病等を予防するため、医療機関などと連携し、疾病や障がいなどの早期発見及び治療、早期療育に努めます。また、医師会、歯科医師会など関係機関と連携を図り、医療やリハビリテーションの充実に努めるとともに、医療機関の情報提供など、障がいのある人が医療やリハビリテーションを受けやすい環境づくりを進めます。

健康の保持・増進のため、健康診査や生活習慣病の予防、また早期発見のため、健康教室や保健指導を実施するとともに、各ライフステージに応じた心と身体の健康づくり活動を支援します。早期療育体制を充実することにより、障がいによる生活のしづらさの軽減や健康の増進を支援します。

主な事業

- 保健指導や健康教室の充実（健康推進課、子育て支援課、生涯学習課）
- 障がいの発生予防に関する啓発の推進
（健康推進課、子育て支援課、生涯学習課、生活福祉課）
- 健康に関する教育、相談、診査等の普及・啓発の充実
（学校教育課、健康推進課、子育て支援課、生涯学習課）
- 妊産婦健康診査の充実（子育て支援課）
- 乳幼児健康診査の充実（子育て支援課）
- 育児支援事業の充実（子育て支援課、生活福祉課）
- 子育てセミナー等の各種教室、育児講座や健康相談等の実施
（子育て支援課、生活福祉課）
- 訪問指導の実施
（健康推進課、高齢者支援課、子育て支援課、生活福祉課）
- 妊産婦・新生児訪問の実施（子育て支援課、生活福祉課）
- 養育医療費の助成（子育て支援課）
- 自立支援医療費の助成（生活福祉課）
- 障がい者医療費の助成（国保年金課）

2 難病患者施策の推進

現状と課題

難病は原因や治療方法の不明なものが多く、難病患者の介護等は、家族の精神的、経済的、身体的な負担があるといえます。

また、難病患者に対する誤解や偏見は根強く存在しており、社会との交流が難しい状態にあります。

今後、保健・医療・福祉の密接な連携のもと地域への啓発や生活支援事業の推進が求められます。

施策の方向

難病患者及び家族がもつさまざまなニーズに対応し、きめ細やかな相談や適切な医療やサービスにつながるよう、関係機関と連携し、体制を強化します。

主な事業

- 患者及び家族に対する相談指導の充実
(学校教育課、健康推進課、子育て支援課、生活福祉課)
- 保健・医療機関等との連携
(学校教育課、健康推進課、子育て支援課、生活福祉課)



子どものすこやかな発達を支援する ～療育・保育・教育の環境づくり～

1 発達・療育支援環境の充実

現状と課題

幼児期の障がいの適切な治療や療育のためには、早期発見が重要となります。

アンケート調査によると、発達障がいに関する診断の有無について、3障がいともに、年齢が低いほど「受けたことがある」割合は高くなる傾向にあります。

障がいや疾病の早期発見・早期療育などのために、障がい特性をよく理解した専門性の高いサービスの充実が必要であり、保健・医療分野と福祉分野とのさらなる連携を進め、障がいの状況に応じたきめ細かな支援が提供できる体制づくりが重要です。

施策の方向

障がいの特性や一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援が行える体制の強化に努めるとともに、家族等の障がいに対する理解を深めるための取り組みと相談体制の充実を図ります。

一人ひとりの子どもの状況に応じてきめ細かに支援します。障がいや発達に課題のある子どもの保育・療育のために、保育体制や療育体制を充実します。

主な事業

- 在宅障がい（児）者通園事業の充実（生活福祉課）
- 「ほほえみクラブ」の充実（生活福祉課）
- 発達障がい児に対する保育士・教職員の指導体制の充実（学校教育課、子育て支援課、生活福祉課）
- 「個別の教育支援計画」による適切な指導の推進（学校教育課、子育て支援課）
- 乳幼児健康診査、乳幼児発達相談、乳幼児健康相談等の母子保健事業の推進（子育て支援課）
- 育児講座や育児相談及び健康相談等の推進（学校教育課、子育て支援課）
- こども療育相談室の充実（子育て支援課）
- 専門的な療育相談体制の推進（学校教育課、子育て支援課、生活福祉課）
- 早期発見、早期療育を推進するため、保健・医療機関等との連携の推進（学校教育課、子育て支援課、生活福祉課）
- 心身に障がいのある幼児の相談事業の推進（子育て支援課、生活福祉課）
- 障がい児の保護者に対する啓発及び早期療育の知識や理解の普及啓発の推進（学校教育課、子育て支援課、生活福祉課）

2 保育・教育環境の充実

現状と課題

乳幼児期における心身の発育・発達は重要であるため、一人ひとりの発達や状態に応じた保育・教育環境の充実が必要です。また、就学前後で生活や教育環境が変化するため、その成長に合わせ、状況に応じたきめ細かな支援を進めていく必要があります。

アンケート調査によると、子育て上の悩みや困りごとについて、身体障がい者・知的障がい者では「就労など、将来への不安」、精神障がい者では「集団に適應できないこと」が最も高くなっています。また、保育や教育に関する要望について、身体障がい者では「障がいに関する教職員や同級生等の理解を促進してほしい」の割合が最も高く、知的障がい者・精神障がい者では「専門知識を持った教職員を多く配置してほしい」の割合が最も高くなっています。

市では、保育所に障がい児担当を配置し、受け入れ体制を整備していますが、専門的知識は研修や日々の経験の中で身につけているという現状です。今後も、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな保育・教育が可能となる体制の強化を図るとともに、関係機関の連携と情報共有を推進し、一貫した相談と家族等への支援の充実を図ります。

施策の方向

障がいのある児童の能力や個性を發揮するため、障がいの早期発見、早期療育のための体制づくりや、保育園、幼稚園、小中学校への切れ目のない継続性のある教育指導の充実を図ります。

また、幼少期から障がいのある人とない人が互いを理解し、ともに学ぶ教育を進めます。

主な事業

- 障がい児と障がいのない子どもの交流
(学校教育課、子育て支援課、生活福祉課)
- 子育てに関する相談支援の強化
(学校教育課、子育て支援課、生活福祉課)
- 保育交流等で障がい児とふれあう機会を通じた福祉教育の充実
(子育て支援課)
- 障がい児保育に携わる職員研修の推進 (子育て支援課)
- 障がい児の受け入れ体制の充実 (学校教育課、子育て支援課)
- 家庭児童相談員の相談支援体制の充実 (子育て支援課)
- 学校との連携の強化と障がい児教育の充実
(学校教育課、子育て支援課、生活福祉課)
- 教育相談、教育指導体制の充実 (学校教育課)
- 特別支援学校と小学校・中学校との居住地校交流等の充実
(学校教育課)
- 障がい児の保護者への情報提供の充実
(教育政策課、子育て支援課、生活福祉課)
- こども療育相談室等の事業紹介及び療育相談や療育教室等の支援の充実 (学校教育課、子育て支援課、生活福祉課)

3 切れ目のない支援の仕組みづくり

現状と課題

近年、特別支援教育の対象となる子どもたちが増加する中で、「インクルーシブ教育システム」の構築、発達障害者支援法の改正（平成28年8月1日施行）、児童福祉法の改正（平成28年6月3日施行）などが行われています。

アンケート調査によると、不安や悩みを相談する際に困ることについて、身体障がい者に比べ知的障がい者、精神障がい者で「相談するたびに最初から説明をしないとイケない」の割合が高くなっています。また、子育て上の悩みや困りごとについて、身体障がい者、知的障がい者では「就労など、将来への不安」、精神障がい者では「集団に適應できないこと」の割合が最も高くなっています。

こうした子どもたちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、就学前から卒業後にわたる切れ目のない教育指導や進路選択における相談支援を行える体制を整えることが重要です。

施策の方向

特別な支援が必要な子どもの療育・保育・教育にあたっては、関係する医療、保健、福祉、教育などの専門機関との連携を強化し、切れ目のない支援を行える環境を整えます。

主な事業

- 関係機関との連携による相談支援体制の強化
（学校教育課、子育て支援課、生活福祉課）



第 5 章

地域での参加をうながす～生涯学習の充実及び社会参加の充実～

1 生涯学習の推進

現状と課題

生涯学習、文化・スポーツ活動などの体制を充実することは、障がいのある人の生きがいや社会参加の促進につながり、生活の質の向上を図るための大きな役割を果たすこととなります。

アンケート調査では、スポーツや文化活動等に特に参加していない障がいのある人が4割を超えています。今後も、多様な交流機会づくりに努め、障がいのある人の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていく必要があります。

施策の方向

障がいのある人が文化・芸術活動の楽しさを知り、自己実現や社会参加が図られるよう、障がいのある人が参加する文化・芸術サークル等を支援します。また、こうした活動を通して障がいのある人もない人も相互に理解しあうよう交流を促進します。さらに、障がいのある人が文化・芸術活動等に積極的に参加できる環境づくりとして、障がいのある人の学習成果の発表の場を提供することで参加促進を図ります。

主な事業

- 一般教養、家庭教育及び日常生活等に関する学習機会の提供の推進（学校教育課）
- 生涯学習関連施設の利用団体や学習グループ等の学習成果を発表する機会と市民との交流の推進（生涯学習課）
- 生涯学習フェスティバルの充実（健康推進課、生涯学習課、文化・スポーツ振興課）
- 障がいへの理解に関するビデオや図書などの教材の充実（教育政策課）

2 生涯スポーツ活動の推進

現状と課題

スポーツや文化活動は、障がいのある人の生きがいにつながるとともに、活動を通じて地域における様々な交流機会にもなることから、能力や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが重要です。

アンケート調査では、知的障がい者では「自由に利用できる施設が少ない」「障がいに配慮した指導が受けられない」が約2割と、他の障がいの種類と比べて高くなっています。

市では、イベント時における配慮・支援や施設のバリアフリー化を行い、各種活動に参加しやすい環境整備に努めています。今後も、多様な交流機会づくりに努め、障がいのある人の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていく必要があります。

施策の方向

社会福祉協議会をはじめ、福岡県障がい者スポーツ協会やスポーツ推進委員等と連携し、障がい者スポーツ教室やスポーツフェスタ等を開催して、障がいのある人がスポーツに親しむ機会を拡大します。また、障がい者スポーツの普及・振興のため、指導員の育成に努めます。

主な事業

- 障がいのある人のためのスポーツ指導員の育成、活動支援（文化・スポーツ振興課）
- 生活習慣病の予防、健康増進のため、気軽にできるウォーキング等の普及啓発（健康推進課）
- 障がいのある人のためのスポーツ教室の推進（生活福祉課）
- スポーツフェスタ等の参加促進及び広報活動の推進（文化・スポーツ振興課、生活福祉課）

3 情報コミュニケーション支援の充実

現状と課題

誰もが地域の一員として社会参加するためには、障がいに応じたコミュニケーション手段の確保や情報の提供が必要です。

本市では、手話奉仕員養成講座を通じて、手話通訳者の育成に努めています。

近年、情報通信技術の進展により、障がいのある人の情報収集の方法やコミュニケーション手段は多様化しており、障がい特性や必要性に応じた情報コミュニケーション支援に努めていく必要があります。

施策の方向

障がいのある人に対する情報提供を確保するため、広報紙等の音訳化を継続して行い、また、点字化の支援を実施するとともに、ITや福祉用具による情報提供体制の整備に取り組みます。また、障がいの特性に応じて、講演会や研修会への手話通訳者、要約筆記者の派遣を実施します。

視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人に対する点字や音声、手話等による情報支援のため、市役所等の窓口業務の円滑化等に必要な情報支援機器やソフトウェア等の整備を推進します。

主な事業

- 文化活動等へのコミュニケーション支援
(生涯学習課、生活福祉課、文化・スポーツ振興課)
- 手話通訳者の充実(生活福祉課)
- 情報支援機器やソフトウェア等の活用(新規)
(企画政策課、生活福祉課)



個々の状況に応じた就労支援を行う ～雇用・就労の促進～

1 障がいのある人の就労に対する理解促進

現状と課題

障がいのある人が就労することは、経済的自立や生きがいづくり、一人ひとりともつ能力を発揮し、地域に貢献することにつながります。

平成30年4月から、障がい者法定雇用率が引き上げられます。また、平成28年4月の障害者雇用促進法の改正により、平成30年4月から精神障がい者が法定雇用率の算定をする際の計算に含まれることとなり、精神障がい者をはじめ、障がいのある人に対する民間企業の受け入れが進むことが予測されます。

アンケート調査結果から、就労している人は身体障がい者で2割、知的障がい者で4割、精神障がい者で3割となっています。また、仕事上の悩みや困りごとについて、知的障がい者では「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」が3割と高くなっています。今後も、障がいのある人の雇用促進の充実に向け、障がいや障がいのある人への理解や就労環境の改善促進に取り組んでいく必要があります。

施策の方向

ハローワーク、商工会との連携により、障がいや障がいのある人への理解や就労環境の改善促進のための啓発活動を行うことで、障がいのある人のさらなる就労の拡大を図ります。

主な事業

- 障がい者雇用に関する啓発（新規）（商工観光課、生活福祉課）

2 多様な雇用・就労の促進

現状と課題

障がいのある人が就労することは、経済的自立や生きがいづくりとともに、一人ひとりがもつ能力を発揮することが社会の一員としての地域貢献につながりますが、障がいのある人の雇用環境は、依然として厳しい状況にあります。

アンケート調査の結果では、今後の就労意向について、知的障がい者・精神障がい者では「働きたい（働き続けたい）」が6割台と、身体障がい者と比べて高くなっています。また、精神障がい者では「収入が少ない」という仕事上の悩みもあがっています。また、ヒアリング調査からも、就労意欲があっても、なかなか雇用に結びつかないという意見もあります。

今後は、一般企業による雇用の促進や就労定着に向け、就労環境の改善や企業内での障がいへの理解の促進に積極的に取り組んでいく必要があるほか、福祉的就労における工賃向上のため、就労施設における事業改革や受注拡大への取り組み等が必要となっています。

施策の方向

障がいのある人が就労できるよう、商工会や、ハローワークと連携し、障がいのある人の労働環境の改善、職場・職種開発等働く場の拡大や環境の改善を働きかけ、安定した雇用ができるよう努めるとともに、障がいの特性に応じた訓練の場の提供、さまざまな勤務形態の普及を事業所等に働きかけます。また、働く意欲や能力がある障がいのある人の就労の機会を拡大するため、引き続き市職員の採用については、障がい者雇用率を遵守するとともに、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が平成 25 年 4 月から施行されたことから、市の業務委託や物品の調達について方針を策定し、障がい者施設からの調達を推進します。

主な事業

- 障がい者雇用に係る各種助成制度の情報の周知
(商工観光課、生活福祉課)
- 市職員の採用については、法定雇用率を遵守する(人事課)
- 就労に向けた訓練事業の実施(生活福祉課)
- 就労支援体制の構築(生活福祉課)
- 精神障がいのある人の雇用促進(新規)(商工観光課、生活福祉課)
- 障がい者就労施設等への業務委託や物品の調達の推進(新規)
(全課)

3 就労定着支援

現状と課題

障がいのある人の就労への関心は高く、就労への支援体制は整いつつありますが、離職率は高い状況にあります。

アンケート調査の結果では、就労継続のために必要な条件について、知的障がい者では「障がいにあった仕事であること」が3割、精神障がい者では「自分にあった職種、勤務時間や日数を選択できること」が4割となっています。

平成30年度には改正障害者雇用促進法が施行され、法定雇用率の算定基礎の見直しがあることから、障がいのある人の就労者数は増加すると予想されます。さまざまな障がいのある人が就労を継続するためには、就労した後の生活上の支援ニーズも多様化すると予測され、就労に伴う環境変化等に対応した支援が必要です。

施策の方向

障がいのある人と事業主に対し、雇用の前後を通じて障がいの特性を踏まえた直接的・専門的な援助を行うジョブコーチの活用を生活支援センターと連携し推進します。

身近な地域での福祉的就労場所の確保のため、地域バランス等も考慮する中で、通所による就労移行・就労継続支援施設等の整備を支援します。

主な事業

- ジョブコーチの活用促進（新規）（生活福祉課）
- 福祉的就労場所の確保（新規）（生活福祉課）



第7章

地域で安心して暮らせる環境づくりを支援する～福祉のまちづくり～

1 福祉のまちづくりの推進

現状と課題

本市では、バリアフリー新法、福岡県福祉のまちづくり条例等に基づき、公共施設の新築・改築、改修を実施しています。

アンケート調査結果をみると、今後、行政に力を入れて欲しいこととして、他の障がいと比べ、身体障がい者で「道路や建物のバリアフリー化の促進」の割合が高くなっています。今後も、障がいのある人が地域社会の中で自立した日常生活を営んでいくためには、バリアフリー化の進捗状況は十分とは言えず、引き続き県の条例などを踏まえつつ、計画的なバリアフリー化を図っていく必要があります。

施策の方向

既存の施設や新たに建設する施設のバリアフリー化を行う際には、障がいのある人の立場に立った利用しやすい施設をめざし、障がいのある人の意見を積極的に反映させるとともに、案内・誘導装置の設置や障がい者用駐車場の確保、スロープの整備、すべての人に配慮した使いやすいトイレの整備などを推進します。また、民間施設等に対しても、バリアフリー化やユニバーサルデザイン導入を働きかけます。

主な事業

- バリアフリー新法、福岡県福祉のまちづくり条例等に基づく計画的な整備の推進（危機管理課、維持管理課、都市計画課）
- 『筑紫野市交通等バリアフリー基本構想』に基づくバリアフリー化の徹底（危機管理課、維持管理課、都市計画課、土木課）
- 公共施設等のバリアフリー化の推進（維持管理課、都市計画課）

2 交通移動サービスの推進

現状と課題

鉄道やバス路線等の公共交通機関は、障がいのある人の行動範囲を広げる大切な移動手段であり、利用しやすい環境整備を働きかけていく必要があります。

外出時の交通手段として、特に、知的障がい者・精神障がい者では「電車・バス」が5割弱と高くなっています。障がいのある人の移動手段の確保は個々の場面において様々な困難があることから、生活する地域の交通事情に則した移動の支援策を講じる必要があります。

施策の方向

重度障がい者に対する福祉タクシー利用券の交付等、障がいの特性を考慮して、移動手段の確保を図ります。

主な事業

- 「すこやかライフガイドブック」の配布及び周知（生活福祉課）
- 重度障がい者に対する福祉タクシー利用券の交付（生活福祉課）
- 身体障がい者の自動車運転免許取得に要する費用の一部を助成（生活福祉課）
- 自動車の運転に必要な改造に要する費用の一部を助成（生活福祉課）

3 住宅環境整備の推進

現状と課題

本市では、高齢者等住宅改修費助成について、市のホームページや介護保険制度パンフレット等にて周知を図っています。今後も、障がいのある人が生活する住宅や環境などについて、より安全で快適な場所に改善するため、障がいのある人の住宅改造費の助成や改修資金の貸付制度などの周知を図り、その利用を促進する必要があります。

施策の方向

障がいのある人の身体状況や家族の介護に配慮した住環境を整備するため、居室、トイレ、浴室、階段等の改造や手すり、スロープ等の改修費用を助成します。

主な事業

- 住宅改造費用助成制度の充実と周知（高齢者支援課、生活福祉課）
- 公的援助制度の充実を国、県へ要望（高齢者支援課、生活福祉課）

現状と課題

災害時に障がいのある人などの支援を必要とする人への対策の重要性が、我が国全体で大きな課題となっています。

アンケート調査では、地震など災害発生時に一人で避難することについて、知的障がい者・重複障がい者では「一人で避難できないと思う」が4割～5割と、他の障がいと比べて高くなっています。また、災害等の緊急時に頼れる人の有無について、精神障がい者・重複障がい者では「必要だがいない」が2割～3割と高くなっています。そのため、防災に対する意識啓発や大規模災害時における初動活動を円滑に行うためには、地域での日頃からの見守りが必要です。

また、日常的な防犯活動も重要であり、日頃から障がいのある人に対する防犯知識の普及、支援体制の充実など、地域における防犯対策を推進する必要があります。

施策の方向

障がいのある人の防犯・防災に関する知識の普及と意識向上を図るため、パンフレットの配布等により啓発に努めます。

また、障がいのある人だけでなく、子どもや高齢者が地域で安心して暮らせるよう、自治会、民生委員・児童委員と連携して要配慮者を地域全体で見守る「見守りネットワーク」の構築を支援し、日常の見守りや災害等緊急時の避難誘導體制の整備に努めます。

安否確認や急病等の緊急時に対応できる仕組みを構築するとともに、障がいのある人の防災訓練への参加促進を通じて障がいのある人とない人が地域でともに支え合う体制づくりをめざします。

さらに、避難後の支援として、福祉避難所として利用可能な施設の選定と指定について検討し、避難所の整備にあたっては、段差の解消、手すりや誘導装置、障がい者用トイレの設置など施設的环境について配慮します。また、避難所での視覚障がい者・聴覚障がい者への情報提供方法についても配慮します。

主な事業

- 見守りネットワークの推進（新規）
（危機管理課、高齢者支援課、生活福祉課）
- 避難路、避難場所の周知及び普及啓発の推進（危機管理課）
- 自主防災組織の推進及び育成強化（危機管理課）
- 防犯・防災に関する講習会等の推進（危機管理課）
- 障がいのある人の防災訓練への参加促進（新規）（危機管理課）
- 地域ぐるみにおける防犯・防災体制の促進と普及啓発の推進
（危機管理課）
- 緊急通報システムの充実及び緊急時の連絡体制の強化
（高齢者支援課、生活福祉課）
- 「地域包括ケアシステム」構築を見すえた民生委員・児童委員、福祉委員等及び地域住民相互の安否確認体制づくりの推進
（高齢者支援課、子育て支援課、生活福祉課）
- 福祉避難所の設置増（新規）（危機管理課）

現状と課題

障がいのある人が、安心して街中を移動できるためには、施設整備の充実を図るとともに、交通安全対策を充実することも重要です。そのため、障がい種別のニーズの違いに配慮しつつ、標識等の整備充実を図るとともに、歩道や点字ブロック上の放置自転車や違法駐車をなくすよう、関係団体や関係機関との連携強化と、市民モラル向上のための広報活動が求められます。

施策の方向

障がい種別のニーズの違いに配慮しつつ、利用しやすい標識等の整備充実を図ります。歩道や点字ブロック上の違法駐車や放置自転車をなくすよう、関係団体や関係機関との連携強化や市民モラル向上のための広報活動を行います。

主な事業

- 警察と連携し、歩道や点字ブロック上の違法駐輪等の取り締まりを強化する（危機管理課）



資料編

1 用語解説

あ行

アクセシビリティ

直訳は接近できること、入手可能なことなどの意。障がいの有無や年齢などの条件に関係なく、だれもが様々な建物・施設やサービス、情報などを支障なく利用できることです。

インクルーシブ教育

障害者権利条約第 24 条において、「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいの有無にかかわらず共に学ぶ仕組みのことです。

か行

共生社会

障がいの有無にかかわらず、誰もが分け隔てられることがなく、基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に基づき、相互に人格と個性を尊重し合う社会のことです。

共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

グループホーム

専任の世話人が常駐し、食事提供や相談その他の生活面での援助を受けながら、数人の障がいのある人が共同生活する居住形態です。

権利擁護

障がいなどのため自分で判断することが不十分な人に代わって、援助者が代理として、財産管理や契約行為などの権利行使や必要なサービスの獲得を支援し、実現することです。

居宅介護（ホームヘルプ）

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

合理的配慮

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うことです。どのような配慮が合理的配慮にあたるかは個別のケースで異なりますが、例として、「車いすの人が乗り物に乗る時に手助けをすること、窓口でその人の障がい特性に応じたコミュニケーション手段（筆談や読み上げなど）で対応すること」などが挙げられます。

広汎性発達障害

2013年に改訂された、アメリカ精神医学会の診断基準 DMS-5 において「自閉症スペクトラム」と定義され、自閉症、アスペルガー症候群、その他特定不能の広汎性発達障がいが含まれます。症状のあらわれ方によっていくつかの診断名に分類されますが、本質的には同じ一つの障がい単位だと考えられています（スペクトラムとは「連続体」の意味）。典型的には、社会性（相互的な対人関係）の障がい、コミュニケーションの障がい、想像力の障がい（興味や行動の偏り、こだわり）の3つの特徴があらわれます。

さ行

児童発達支援

障がい児が通所することで、日常生活における基本的動作の指導、自立生活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。

自閉症

社会性の障がいや他者とのコミュニケーション能力に障がい・困難が生じたり、こだわりが強くなる脳機能の障がいです。

社会的障壁

障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるようなものことです。例えば、社会における事物（通行、利用しにくい施設・設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障がいのある人の存在を意識していない習慣や文化など）、観念（障がいのある人への偏見など）などがあげられます。

障害者基本法

障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障がい者の福祉を増進することを目的として制定された法律です。

障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律のことです。平成 25 年 6 月に制定（平成 28 年 4 月施行）され、主に、①障がいを理由に不当な差別的取扱いや権利侵害をしてはいけない、②社会的障壁をとりのぞくための合理的な配慮を提供すること、③国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広めるための取り組みを行わなければならないことなどを定めています。

障害者総合支援法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律のことです。平成 24 年 6 月に制定され、従来の障害者自立支援法を一部改正した法律です。障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等を総合的に行うこと、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

障がい者法定雇用率

従業員数が一定以上の民間企業や国、地方自治体などに対し、障害者雇用率制度によって義務づけられた、障がい者雇用の最低比率のことです。

障害福祉計画

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの目標量と具体的方策をまとめた計画です。

ジョブコーチ

障がい者の就労に当たり、出来ることと出来ないことを事業所に伝達するなど、障がい者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える者を指します。

自立生活援助

障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

生活支援センター

障がい者の相談、支援などを行うところのことです。

成年後見制度

認知症、知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が不十分な人について自己決定を尊重しながら本人の権利や財産を保護するための制度です。

た行

地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしといきがい、地域をともに創っていく社会のことです。

地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制のことです。

地域包括支援センター

保健師・看護師、社会福祉士及び主任介護支援専門員などの専門職が配置され、介護保険法で定められた業務（総合相談窓口、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント）のほか、保健福祉の総合相談、高齢者の保健福祉サービスや介護保険認定申請等の援助を行う業務を実施しています。

注意欠陥多動性障害（ADHD）

注意欠陥とは、作業活動等での不注意な誤りを繰り返す、注意の持続が困難、紛失を繰り返す等の状況を指します。多動性とは、そわそわとしたしぐさ、離席・走り回り、多弁等の状況を指します。

な行

難病

特定疾患治療研究事業対象疾患ともいいます。原因が不明で、治療方法が確立されていない疾患をいいます。

日中一時支援

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

ノーマライゼーション

すべての人々が同じ社会の一員として他の人々と変わらない日常生活を営むことがノーマルな人間生活であり、さらに障がいのある人も地域を基盤として人々とともに生きていける社会がノーマルな社会です。この両面をともに実現する社会をめざしていくことです。

は行

バリアフリー

バリアとは「障壁」のことで、福祉のまちづくりを進めるためにさまざまな障壁をなくしていくことです。建築物や交通機関等のハード面のバリアとともに、生活にかかわる情報面や制度面のバリア、そして差別や偏見といった心のバリアを取り除いていくことも、バリアフリーの重要な側面です。

バリアフリー新法

高齢者や障がい者が気軽に移動できるよう、階段や段差を解消することをめざした法律で、正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」です。

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において現れるもののうち、言語の障がい、協調運動の障がい、心理的発達の障がい、行動及び情緒の障がいのことです。

福祉的就労

障がい等の理由により一般企業等で働くことが困難な人が、障がい福祉サービス等の福祉施策を利用して就労することです。

ま行

民生委員・児童委員

地域で生活上の問題、家族問題、高齢者福祉・児童福祉など、あらゆる分野の相談に応じ助言・調査などを行うことです。保護や援助が必要な人がいる場合は、関係行政機関に連絡するなど市民に最も身近な存在として活動しています。

や行

ユニバーサル・デザイン

障がいのある人や高齢者等に使いやすい配慮をするという「バリアフリー」の概念を超えて、障がいのある人や高齢者も含め、だれもが利用しやすい製品や環境をデザイン（考案）することです。

ら行

ライフステージ

乳児期・幼児期・児童期・青年期・成年期・壮年期・老齢期など人間が誕生してから死に至るまでの生活史上における年代別の各段階のことです。

リハビリテーション

医学的なリハビリテーションにとどまらず、職業能力や職業適性を高める職業的リハビリテーション、社会生活力を高める社会的リハビリテーションなど、ライフステージ（人生の各段階）において、全人間的復権（何らかの障がい者がその能力を最大限まで引き出すこと）をめざそうという理念です。

第3期筑紫野市障がい者福祉長期行動計画

平成30年3月

発行：福岡県筑紫野市
編集：生活福祉課

〒818-8686 筑紫野市二日市西 1-1-1
TEL：092-923-1111 FAX：092-923-5230